

# 令和元年 教育委員会

## 第9回 定例会 議事日程

令和元年5月29日（水）午後3時

### 第1 協 議

#### 【子ども支援課】

- (1) 千代田区立こども園条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

#### 【文化振興課】

- (1) 第3次子ども読書活動推進計画案について

### 第2 報 告

#### 【子ども支援課】

- (1) 保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例
- (3) 平成31年4月待機児童数について

#### 【子育て推進課】

- (1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

#### 【児童・家庭支援センター】

- (1) 障害児ケアプラン検討委員会構成員について

#### 【指導課】

- (1) 保幼小合同研修会
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況（平成31年4月末現在）

### 第3 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月5日号）掲載事項

# 認可保育所・こども園・区立幼稚園保育料について

子ども部 子ども支援課

## 1 改正理由

- ①令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化においては、保育所や幼稚園の利用者負担額（保育料等）について、内閣府令の改正に伴い、保育料を現行の金額から上限金額を0円とするよう各自治体が条例で定めることとなる。
- ②東京都が新たな多子減額制度を開始することに伴い、現在条例で規定されている多子減額の対象者を変更する必要がある。

## 2 基本的な考え方

- ①国及び東京都の制度改正に伴う内容変更を原則とする。
- ②改正により負担増となる世帯が生じないよう配慮する。

## 3 改正内容

### (1) 保育料額

3歳児から5歳児及び3歳未満児のうち住民税非課税世帯について、国が新たに定める利用者負担上限額0円とする条例改正を行う。

### (2) その他の改正

- ① 食事の提供に要する費用 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用について保護者から受け取ることができる費用とする。
- ② 多子減額の第2子の扱いの変更 第1子の年齢制限の撤廃

## 4 改正条例

- ① 千代田区保育の実施に関する条例
- ② 千代田区立こども園条例
- ③ 千代田区立幼稚園使用条例
- ④ 千代田区保育施設等運営基準条例

## 4 施行期日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行の日から（令和元年10月1日予定）

**3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。**

**消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。**

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
  - \* 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
  - \* 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
  - \* 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

## いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
  - \* 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

# 認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援について (取扱注意)

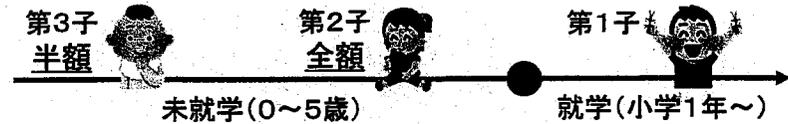
平成31年  
福祉保健局

資料6

## 国の多子軽減支援

国の多子軽減の仕組みでは、年収約360万円以上の世帯は、第1子が小学生以上の場合、認可保育所に通う第2子に対する保育料の減免はない。国の無償化が開始された後も、第2子が0-2歳であればこの状況は変わらない

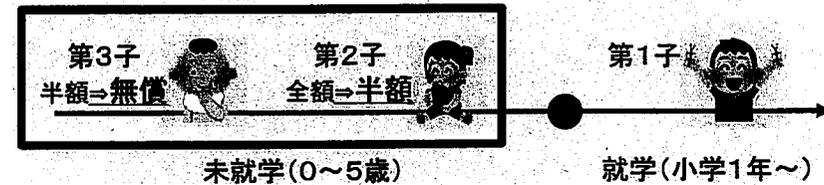
<現在の多子軽減(年収約360万円以上の世帯例)>



## 新たな支援

- 平成31年度予算額 約13億円
- 補助対象経費  
年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするために必要な経費を区市町村に補助
- 補助率 都10/10
- 開始時期 2019年10月から
- ※都は国に対し制度の見直しを提案要求予定

<新たな支援導入後(都制度を活用した場合)>

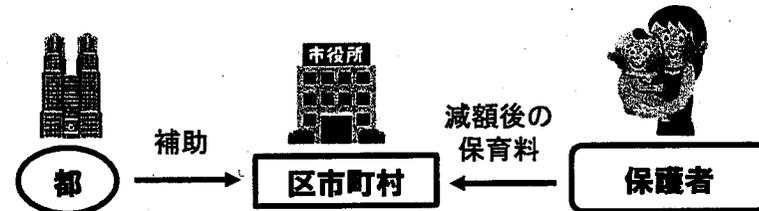


## 補助と保育料のイメージ

※上記の事例における第2子(3号保育標準認定、世帯所得1,200万円所得階層⑨の例)に都の支援を適用した場合

	保護者負担額 (国基準) 104,000円		
【現状】	区市町村 独自軽減	現在徴収している 保育料	
	【補助導入後】	都の補助 52,000円	区市町村 独自軽減

<補助と保育料の流れ>



日付：令和元年5月17日

新旧対照表

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区立こども園条例 平成13年12月10日条例第35号 新たな世紀の子どもたちは、家庭・地域・行政の協働により、伸びやかに健やかに育成される必要があり、いつでも輝いて未来に夢をつなぐ存在となるべきである。また、そのためには、子どもを産み育てることに希望と自信が持てる地域社会を形成していく必要がある。</p> <p>ところが、近年、少子化や核家族化の進行など、社会状況の変化が著しく、保護者の中には、育児に対する不安を持ち孤立感を深めている人もおり、育成環境の整備が求められている。とりわけ、人間の成長過程において乳幼児期の育成環境は、その人の人格形成にとって重要な要素となるため、その整備が強く求められる。</p> <p>現行では、義務教育就学前の乳幼児の育成は、児童福祉法に定める保育園と学校教育法に定める幼稚園の二つの施設で担われてきている。</p> <p>しかし、近年、保育園及び幼稚園の乳幼児の育成内容に大きな差はなくなっており、事実上、両施設の一元化が進んできている。</p> <p>千代田区においては、当面、現行の法律体系の枠を踏まえつつ、区民の子育ての現状に対応し、これまでの保育園・幼稚園の要素を組み合わせ、子どもと保護者の双方の視点に立って、乳幼児育成環境を整備するとともに、乳幼児育成施設の新たな制度化を内外に働きかけていくこととする。</p> <p>この条例は、0歳から就学前までの子どもを一つの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成の環境を整備することを目的とする「こども園」を設置するため制定する。</p> <p>（設置） 第1条 保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育（以下「育成」という。）を実施するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用</p>	<p>○千代田区立こども園条例 平成13年12月10日条例第35号 新たな世紀の子どもたちは、家庭・地域・行政の協働により、伸びやかに健やかに育成される必要があり、いつでも輝いて未来に夢をつなぐ存在となるべきである。また、そのためには、子どもを産み育てることに希望と自信が持てる地域社会を形成していく必要がある。</p> <p>ところが、近年、少子化や核家族化の進行など、社会状況の変化が著しく、保護者の中には、育児に対する不安を持ち孤立感を深めている人もおり、育成環境の整備が求められている。とりわけ、人間の成長過程において乳幼児期の育成環境は、その人の人格形成にとって重要な要素となるため、その整備が強く求められる。</p> <p>現行では、義務教育就学前の乳幼児の育成は、児童福祉法に定める保育園と学校教育法に定める幼稚園の二つの施設で担われてきている。</p> <p>しかし、近年、保育園及び幼稚園の乳幼児の育成内容に大きな差はなくなっており、事実上、両施設の一元化が進んできている。</p> <p>千代田区においては、当面、現行の法律体系の枠を踏まえつつ、区民の子育ての現状に対応し、これまでの保育園・幼稚園の要素を組み合わせ、子どもと保護者の双方の視点に立って、乳幼児育成環境を整備するとともに、乳幼児育成施設の新たな制度化を内外に働きかけていくこととする。</p> <p>この条例は、0歳から就学前までの子どもを一つの施設において継続的に育成し、一貫した乳幼児育成の環境を整備することを目的とする「こども園」を設置するため制定する。</p> <p>（設置） 第1条 保護者の委託を受けて乳幼児に対し保育及び教育（以下「育成」という。）を実施するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づく保育所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園を包含する施設として、千代田区にこども園を設置する。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用</p>

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 乳児及び幼児をいう。
- (2) 乳児 満3歳未満の者をいう。
- (3) 幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千代田区立いずみこども園	東京都千代田区神田和泉町1番地
千代田区立ふじみこども園	東京都千代田区富士見一丁目10番3号

(入園資格)

第4条 こども園は、千代田区に住所を有する乳幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (3) 法第19条第1項第3号に該当する乳児であって同法第20条に基づく認定を受けた者

(育成の実施)

第5条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する幼児に対し実施する幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく幼児教育
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針（保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づく保育
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める育成事業

(入園手続)

第6条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、区長に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

(育成を受託しない場合)

第7条 区長は、次の各号に該当するときは、育成を受託しないことができる。

- (1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、育成事業を実施することができないとき。
- (2) その他受託することが不相当であると認めるとき。

(保育料)

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 乳児及び幼児をいう。
- (2) 乳児 満3歳未満の者をいう。
- (3) 幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千代田区立いずみこども園	東京都千代田区神田和泉町1番地
千代田区立ふじみこども園	東京都千代田区富士見一丁目10番3号

(入園資格)

第4条 こども園は、千代田区に住所を有する乳幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
- (3) 法第19条第1項第3号に該当する乳児であって同法第20条に基づく認定を受けた者

(育成の実施)

第5条 こども園は、前条の乳幼児に対し、次の育成事業を実施する。

- (1) 前条第1号及び第2号に規定する幼児に対し実施する幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく幼児教育
- (2) 前条第2号及び第3号に規定する乳幼児に対し実施する保育所保育指針（保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づく保育
- (3) その他千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認める育成事業

(入園手続)

第6条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、区長に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。

(育成を受託しない場合)

第7条 区長は、次の各号に該当するときは、育成を受託しないことができる。

- (1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、育成事業を実施することができないとき。
- (2) その他受託することが不相当であると認めるとき。

(保育料)

<p>第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢及び保育時間に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。</p>	<p>第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢及び保育時間に応じ、別表第1又は別表第2に定める保育料を納入しなければならない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、保育所に就園している乳幼児と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する者をいう。）がいる場合においては、当該乳幼児が当該特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）から順に数えて第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額 (2) 第3子以降 免除</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、小学校3年生以下の児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）が小学校に就学又は幼稚園その他千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第2子 別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額 (2) 第3子以降 免除</p>
<p>3 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前3項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1時間あたり5,700円を限度として別に規則で定める額を納入しなければならない。</p> <p>4 区長は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。 (保育料の減免)</p> <p>第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (保育料の還付)</p> <p>第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (委任)</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、第4条第2号及び第3号に該当する乳幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、2人以上の乳幼児がこども園その他区規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第2子 別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額 (2) 第3子以降 免除</p> <p>4 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前3項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1時間あたり別表第1又は別表第2に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。</p> <p>5 区長は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。 (保育料の減免)</p> <p>第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (保育料の還付)</p> <p>第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (委任)</p>

第11条 この条例の施行について必要な事項は、  
区長が別に定める。

附 則 抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行  
する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」と  
いう。)以後のこども園の入園に関し必要な手  
続は、施行日前にこれを行うことができる。

2 施行日前、現に千代田区立いずみ保育園に在  
園している乳幼児及び千代田区立和泉幼稚園に  
在園している幼児は、施行日において千代田区  
立いずみこども園に入園したものとみなす。た  
だし、こども園への入園を希望しない者につ  
いては、この限りでない。

(平成19年度における保育料等の額の決定の特  
例)

第2条の2 第6条の規定による平成19年4月分  
から平成20年3月分までの保育料等の額の決定  
において、別表第1、別表第2、別表第4及び  
別表第5(以下「各表」という。)に定めるC  
階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を  
除く。)の判定については、各表Cの部中「所  
得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地  
方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律  
第7号)第1条の規定による改正前の地方税法  
(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び  
第9項に規定する市町村民税に係る定率による  
税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)  
から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額  
(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は  
当該金額の全額が100円未満であるときは、その  
端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該  
金額が4万円を超える場合には、4万円))を  
控除した額」とする。

第2条の3 第6条の規定による平成19年4月分  
から平成20年3月分までの保育料等の額の決定  
において、各表に定めるD階層に属する世帯に  
係る階層区分の判定については、各表Dの部  
(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の  
部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率  
控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正す  
る等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規  
定による廃止前の経済社会の変化等に対応して  
早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措  
置に関する法律(平成11年法律第8号)第2条  
第3号に規定する所得税額をいう。)から、当  
該額に100分の20を乗じて計算した金額(当該金  
額が25万円を超える場合には、25万円)を控除  
した額」とする。

第11条 この条例の施行について必要な事項は、  
区長が別に定める。

附 則 抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行  
する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」と  
いう。)以後のこども園の入園に関し必要な手  
続は、施行日前にこれを行うことができる。

2 施行日前、現に千代田区立いずみ保育園に在  
園している乳幼児及び千代田区立和泉幼稚園に  
在園している幼児は、施行日において千代田区  
立いずみこども園に入園したものとみなす。た  
だし、こども園への入園を希望しない者につ  
いては、この限りでない。

(平成19年度における保育料等の額の決定の特  
例)

第2条の2 第6条の規定による平成19年4月分  
から平成20年3月分までの保育料等の額の決定  
において、別表第1、別表第2、別表第4及び  
別表第5(以下「各表」という。)に定めるC  
階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を  
除く。)の判定については、各表Cの部中「所  
得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地  
方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律  
第7号)第1条の規定による改正前の地方税法  
(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び  
第9項に規定する市町村民税に係る定率による  
税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)  
から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額  
(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は  
当該金額の全額が100円未満であるときは、その  
端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該  
金額が4万円を超える場合には、4万円))を  
控除した額」とする。

第2条の3 第6条の規定による平成19年4月分  
から平成20年3月分までの保育料等の額の決定  
において、各表に定めるD階層に属する世帯に  
係る階層区分の判定については、各表Dの部  
(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の  
部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率  
控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正す  
る等の法律(平成18年法律第10号)第14条の規  
定による廃止前の経済社会の変化等に対応して  
早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措  
置に関する法律(平成11年法律第8号)第2条  
第3号に規定する所得税額をいう。)から、当  
該額に100分の20を乗じて計算した金額(当該金  
額が25万円を超える場合には、25万円)を控除  
した額」とする。

<p>附 則（平成19年3月1日条例第6号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月7日条例第7号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年12月7日条例第32号） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における千代田区立ふじみこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>第3条 施行日前、現に千代田区立飯田橋保育園に在園している乳幼児及び千代田区立富士見幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立ふじみこども園に入園したものとみなす。ただし、千代田区立ふじみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。 （千代田区立保育所条例の一部改正）</p> <p>第4条 千代田区立保育所条例（昭和36年千代田区条例第12号）の一部を次のように改正する。 別表千代田区立飯田橋保育園の項を削る。 （千代田区立学校設置条例の一部改正）</p> <p>第5条 千代田区立学校設置条例（昭和39年千代田区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表第1 同 富士見幼稚園の項を削る。 附 則（平成24年3月19日条例第3号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成26年12月9日条例第25号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4.1 施行） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のこども園における育成の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立こども園条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の育成に係る保育料について適用し、同日前の育成に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区立こども園条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>附 則（平成19年3月1日条例第6号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月7日条例第7号） この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年12月7日条例第32号） （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における千代田区立ふじみこども園の入園に関し必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>第3条 施行日前、現に千代田区立飯田橋保育園に在園している乳幼児及び千代田区立富士見幼稚園に在園している幼児は、施行日において千代田区立ふじみこども園に入園したものとみなす。ただし、千代田区立ふじみこども園への入園を希望しない者については、この限りでない。 （千代田区立保育所条例の一部改正）</p> <p>第4条 千代田区立保育所条例（昭和36年千代田区条例第12号）の一部を次のように改正する。 別表千代田区立飯田橋保育園の項を削る。 （千代田区立学校設置条例の一部改正）</p> <p>第5条 千代田区立学校設置条例（昭和39年千代田区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表第1 同 富士見幼稚園の項を削る。 附 則（平成24年3月19日条例第3号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成26年12月9日条例第25号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4.1 施行） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のこども園における育成の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立こども園条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の育成に係る保育料について適用し、同日前の育成に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区立こども園条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。</p>
---	---

- 1 この条例は、令和元年年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

別紙参照				
階層区分				
A				
B				
C				
D	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			

別表第1(第8条関係)

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	1,300
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	5,600
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	7,300
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	9,300
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	10,900
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	12,700
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	14,300
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	15,800
	8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	17,000

9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			

	帯		
9	前年度分の特別区民 税所得割額が 203,100円未満の世 帯	27,50 0	18,20 0
10	前年度分の特別区民 税所得割額が 225,600円未満の世 帯	29,20 0	19,50 0
11	前年度分の特別区民 税所得割額が 245,800円未満の世 帯	31,00 0	20,70 0
12	前年度分の特別区民 税所得割額が 257,100円未満の世 帯	32,50 0	21,60 0
13	前年度分の特別区民 税所得割額が 268,300円未満の世 帯	34,20 0	22,60 0
14	前年度分の特別区民 税所得割額が 279,600円未満の世 帯	35,70 0	22,60 0
15	前年度分の特別区民 税所得割額が 290,800円未満の世 帯	37,20 0	22,60 0
16	前年度分の特別区民 税所得割額が 302,100円未満の世 帯	38,50 0	22,60 0
17	前年度分の特別区民 税所得割額が 313,300円未満の世 帯	40,00 0	22,60 0
18	前年度分の特別区民 税所得割額が 369,600円未満の世 帯	43,40 0	22,60 0
19	前年度分の特別区民 税所得割額が 425,800円未満の世 帯	48,90 0	22,60 0
20	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円未満の世 帯	53,70 0	22,60 0
21	前年度分の特別区民	57,50	22,60

--	--	--	--	--

	税所得割額が 482,000円以上の世 帯	0	0
--	-----------------------------	---	---

備考

- この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- この表に定める3歳児の保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該年度の初日以後入園日以前に3歳に達した者について、これを適用する。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

別表第2（第8条関係）

階層区分				
A				
B				
C				
D	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	3歳以上児	
		長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	7,100	4,000
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	7,100	4,000
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	7,200	4,100
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,200	5,100
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	10,800	5,900
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	12,600	6,800
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	14,200	7,600

7				
8				
9				

	帯		
7	前年度分の特別区民 税所得割額が 158,000円未満の世 帯	15,70 0	8,300
8	前年度分の特別区民 税所得割額が 180,600円未満の世 帯	16,90 0	8,900
9	前年度分の特別区民 税所得割額が 180,600円以上の世 帯	18,00 0	9,500

備考

- 1 この表に定める保育料の額は、年度の初日の前日においてすでに3歳に達している幼児について、これを適用する。
- 2 第5条に規定する育成事業のうち短時間保育（別に定める時間内において実施する育成事業をいう。）を委託する場合は、「短時間保育」の欄を適用する。ただし、当該事業の夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

○千代田区立こども園条例別表（改正案）

平成13年12月10日条例第35号

別表（第8条関係）

3歳未満児			3歳児以上児			
各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義		階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	円 0	B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	円 0	円 0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	円 1,900	C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	円 0	円 0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	円 6,700	D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	円 0	円 0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	円 8,300		2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	円 0	円 0
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	円 9,400		3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	円 0	円 0
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	円 15,400		4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	円 0	円 0
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	円 19,100		5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	円 0	円 0
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	円 21,500		6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	円 0	円 0
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	円 23,600		7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	円 0	円 0

8	前年度分の特別区民税所得割額が 180,600 円未満の世帯	25,500	8	前年度分の特別区民税所得割額が 180,600 円未満の世帯	0	0
9	前年度分の特別区民税所得割額が 203,100 円未満の世帯	27,500	9	前年度分の特別区民税所得割額が 180,600 円以上の世帯	0	0
10	前年度分の特別区民税所得割額が 225,600 円未満の世帯	29,200				
11	前年度分の特別区民税所得割額が 245,800 円未満の世帯	31,000				
12	前年度分の特別区民税所得割額が 257,100 円未満の世帯	32,500				
13	前年度分の特別区民税所得割額が 268,300 円未満の世帯	34,200				
14	前年度分の特別区民税所得割額が 279,600 円未満の世帯	35,700				
15	前年度分の特別区民税所得割額が 290,800 円未満の世帯	37,200				
16	前年度分の特別区民税所得割額が 302,100 円未満の世帯	38,500				
17	前年度分の特別区民税所得割額が 313,300 円未満の世帯	40,000				
18	前年度分の特別区民税所得割額が 369,600 円未満の世帯	43,400				
19	前年度分の特別区民税所得割額が 425,800 円未満の世帯	48,900				
20	前年度分の特別区民税所得割額が 82,000 円未満の世帯	53,700				
21	前年度分の特別区民税所得割額が 482,000 円以上の世帯	57,500				

## 備考

- 1 この表に定める保育料の額は、年度の初日の前日においてすでに3歳に達している幼児について、これを適用する。
- 2 第5条に規定する育成事業のうち短時間保育（別に定める時間内において実施する育成事業をいう。）を委託する場合は、「短時間保育」の欄を適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

日付：令和元年5月17日

新旧対照表

○千代田区立幼稚園使用条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区立幼稚園使用条例 昭和62年9月21日条例第23号 東京都千代田区立幼稚園使用条例（昭和22年千代田区条例第22号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この条例は、千代田区立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）乳幼児 乳児及び幼児をいう。 （2）乳児 満3歳未満の者をいう。 （3）幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 （入園資格） 第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。 （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者 （2）法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者 （教育の実施） 第4条 幼稚園は、前条の幼児に対し、幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく教育を実施する。 （入園手続） 第5条 保護者は、その保護する幼児の入園を希望するときは、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込むものとする。 2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。 （教育を受託しない場合） 第6条 委員会は、次の各号に該当するときは、教育を受託しないことができる。 （1）入園希望者が受託可能な人数を超えるため、教育が実施できないとき。 （2）その他受託することが不相当であると認</p>	<p>○千代田区立幼稚園使用条例 昭和62年9月21日条例第23号 東京都千代田区立幼稚園使用条例（昭和22年千代田区条例第22号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この条例は、千代田区立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）乳幼児 乳児及び幼児をいう。 （2）乳児 満3歳未満の者をいう。 （3）幼児 満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。 （入園資格） 第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。 （1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者 （2）法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者 （教育の実施） 第4条 幼稚園は、前条の幼児に対し、幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく教育を実施する。 （入園手続） 第5条 保護者は、その保護する幼児の入園を希望するときは、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込むものとする。 2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。 （教育を受託しない場合） 第6条 委員会は、次の各号に該当するときは、教育を受託しないことができる。 （1）入園希望者が受託可能な人数を超えるため、教育が実施できないとき。 （2）その他受託することが不相当であると認</p>

められるとき。

(保育料)

第7条 保育料は別表に定めるとおりとする。

2 別表(2)長時間保育の欄の適用を受ける幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、前3項の規定による保育料のほか、1時間あたり1,800円を限度として別に規則で定める額を納入しなければならない。

3 委員会は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

(保育料の減免)

第8条 保育料は、委員会が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

められるとき。

(保育料)

第7条 教育を委託する保護者は、幼児が就園する幼稚園及び保育時間に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯(別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。)において、小学校3年生以下の児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)が小学校に就学又は幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第3子以降 免除

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する幼児が生計を一にする世帯(別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。)において、2人以上の幼児が幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の幼児のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額

(2) 第3子以降 免除

4 別表(2)長時間保育の欄の適用を受ける幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、前3項の規定による保育料のほか、1時間あたり別表に定める額の1割の額(100円未満の端数を切り捨てる。)を納入しなければならない。

5 委員会は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

(保育料の減免)

第8条 保育料は、委員会が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月28日条例第35号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月31日条例第25号)</p> <p>1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都千代田区立幼稚園使用条例第3条の規定は、平成10年7月1日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成11年10月15日条例第27号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年12月10日条例第35号) 抄 (施行期日)</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月28日条例第35号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月31日条例第25号)</p> <p>1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後の施設の使用について必要な手続は、同日前にこれを行うことができる。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都千代田区立幼稚園使用条例第3条の規定は、平成10年7月1日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成11年10月15日条例第27号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成13年12月10日条例第35号) 抄 (施行期日)</p>
<p>第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年12月7日条例第22号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成24年10月23日条例第26号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成26年12月9日条例第26号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、千代田区教育委員会規則で定める日から施行する。(平27教委規則1・平27.4.1施行)</p>	<p>第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年12月7日条例第22号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成24年10月23日条例第26号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。</p> <p>3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例の規定は、施行日以後の保育に係る保育料等について適用し、同日前の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成26年12月9日条例第26号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、千代田区教育委員会規則で定める日から施行する。(平27教委規則1・平27.4.1施行)</p>

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の入園について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。
- 3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例(以下「新条例」という。)の保育料に関する規定は、施行日以後の教育に係る保育料について適用し、同日前の保育については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に現に別表(1)の幼稚園に就園している幼児の平成27年4月分から同年8月分までの保育料について、別表(1)D9階層の項の保育料の額(月額)は、同項の規定にかかわらず4,900円とする。
- 5 施行日前に現に別表(2)の幼稚園に就園している幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例(この条例による改正前の千代田区立幼稚園使用条例をいう。)の規定に基づく保育料の階層区分(以下「旧区分」という。)よりも高くなる世帯にあつては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

- (1) 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 <u>0</u>
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	<u>0</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	<u>0</u>
	2 前年度分の特別区民税	<u>0</u>

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の入園について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。
- 3 この条例による改正後の千代田区立幼稚園使用条例(以下「新条例」という。)の保育料に関する規定は、施行日以後の教育に係る保育料について適用し、同日前の保育については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に現に別表(1)の幼稚園に就園している幼児の平成27年4月分から同年8月分までの保育料について、別表(1)D9階層の項の保育料の額(月額)は、同項の規定にかかわらず4,900円とする。
- 5 施行日前に現に別表(2)の幼稚園に就園している幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例(この条例による改正前の千代田区立幼稚園使用条例をいう。)の規定に基づく保育料の階層区分(以下「旧区分」という。)よりも高くなる世帯にあつては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

別表(第7条関係)

- (1) 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税	100

	所得割額が58,200円未満の世帯	
3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未満の世帯	<u>0</u>
4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未満の世帯	<u>0</u>
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未満の世帯	<u>0</u>
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未満の世帯	<u>0</u>
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未満の世帯	<u>0</u>
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未満の世帯	<u>0</u>
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以上の世帯	<u>0</u>

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 <u>0</u>	円 <u>0</u>
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
D	1 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	2 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	3 前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	4 前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	5 前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未	<u>0</u>	<u>0</u>

	所得割額が58,200円未満の世帯	
3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未満の世帯	1,100
4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未満の世帯	1,900
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未満の世帯	2,800
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未満の世帯	3,600
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未満の世帯	4,300
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未満の世帯	4,900
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以上の世帯	5,500

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	7,100	4,000
D	1 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未満の世帯	7,100	4,000
	2 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未満の世帯	7,200	4,100
	3 前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未満の世帯	9,200	5,100
	4 前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未満の世帯	10,800	5,900
	5 前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未	12,600	6,800

	満の世帯		
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>

備考

- (1)又は(2)の「短時間保育」の欄を適用する場合は、夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

	満の世帯		
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	14,207,600 0	
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	15,708,300 0	
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	16,908,900 0	
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	18,009,500 0	

備考

- (1)又は(2)の「短時間保育」の欄を適用する場合は、夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

## 第3次 千代田区子ども読書活動推進計画の概要

### 1 第3次子ども読書活動推進計画とは

子どもの表現力、論理的思考力、想像力等を育てるうえで、読書は不可欠であり、乳幼児・児童期における読書習慣の形成は、青年期以降の社会生活の基盤として重要な役割を果たすと考えられています。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、国、都道府県、市区町村の各レベルで、子どもの読書活動推進に係る計画の策定とその具体的な施策の展開が始まりました。

千代田区では、こうした状況を受け、平成19年3月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を、平成26年3月に「第2次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

今回、第2次計画の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにするものです。

#### ○国の計画

- 平成14年8月 「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」
- 平成20年3月 第二次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」
- 平成25年3月 第三次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」
- 平成30年4月 第四次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」

#### ○都の計画

- 平成15年3月 「東京都子ども読書活動推進画」
- 平成21年3月 「第二次東京都子ども読書活動推進画」
- 平成27年3月 「第三次東京都子ども読書活動推進画」

### 2 第2次子ども読書活動推進計画の成果と課題

#### 【第2次計画に基づく取組みと成果】

##### 1 子どもたちへの読書活動支援の充実

- ・平成28年度から、千代田図書館、四番町図書館に加え、神田まちかど図書館でも「おはなし会」を開催し、読書に親しむ機会を増やしています。
- ・平成29年度には、千代田図書館において、中高生専用ルームと専用席を設置し、中高生の利用環境の充実をはかりました。
- ・学校支援活動では、学校支援担当司書が区立の小学校・中学校へ週3回、保育園・児童館・幼稚園・こども園へは月2回訪問し、読み聞かせやブックトーク、図書館オリエンテーションのほか、授業支援、学校図書館の蔵書構築の支援など、様々な活動を実施しました。

## 2 千代田区子ども読書調査の開始

平成27年度から、区立学校の子どもたちの読書の現状や変化を把握するため、毎年、区立小・中、中等教育学校（前期）の児童・生徒を対象に「子ども読書調査」を実施し、調査結果を区ホームページにて公開するとともに、各校と結果を共有し、読書活動の推進に取り組んでいます。

## 3 区内私立学校との協力・連携の進展

区内の公立・私立学校の児童・生徒を対象とした「出張読み聞かせ講座」を開催するほか、希望する私立学校へは、ブックリストやイベント情報など読書活動に関する情報提供を行っています。

### 【現状における課題】

#### 1 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動

図書館で行う特別支援のサービスについては、必要な支援を検討し、実用化する必要があります。

また、支援対象に発達障害や外国語を母国語とする子どもたちも含め、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

#### 2 子どもを取り巻く大人への支援

講座や講演会等の取組み以外にも、千代田区立図書館ホームページや学校等の関係機関を通じた幅広い情報提供のあり方を考えつつ、家庭や地域における支援を行う必要があります。

#### 3 ボランティア活動の支援

読書ボランティアの地域の活動の場や機会の提供が広がられていないため、区内施設などとの連携により活動範囲を広げることが求められています。

## 3

### 第3次計画の目標

#### 1 読書の楽しさ、素晴らしさにふれる

子どもの読書意欲を喚起させるため、子どもの成長過程に応じ、子どもに本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさにふれる取組みを進めます。

#### 2 読書の大切さを知る

様々な手段を通じて多くの人に本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会を伝え、読書体験を促していきます。

### 3 読書環境をみんなで支える

家庭、地域、学校、行政、企業がそれぞれの強みを活かし、協力・連携を「深め」、様々な取組みを進めます。

また、様々な場面で活躍する、読書活動の推進に関わる人材を育成します。

## 4 基本的な視点 ~5つの視点~

- 1 区民だけでなく、区内在勤者・在学者も計画の対象者とします。
- 2 乳幼児・小中高生を中心とする子どもを主要な対象としますが、読書習慣の継続性を重視し、子どもを取り巻く大人の読書活動も推進対象に含めます。
- 3 本を中心とする読書活動の振興だけでなく、メディア環境全体における情報活用能力の育成を視野に入れます。
- 4 計画中の具体策においては、文字による読書が困難な方に配慮します。
- 5 読書時間や読書冊数の増加といった単純な数値目標の達成のみを目的とするのではなく、読書振興につながる読書環境の改善と発展を目指します。

## 5 実施期間

2019年度～2023年度までの概ね5年間

## 6 読書活動推進に向けた施策 (●継続、○拡充、◎新規)

### 1 子どもの成長過程に応じた取組み

子どもたちに本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさにふれるため、子どもの成長過程に応じて、読書活動を推進していきます。

#### (1) 乳幼児の読書活動

《概要》乳幼児期に本に親しむことは、子どもの言葉を育てるだけでなく、心や想像力を豊かにします。本を通じた親子の楽しい経験、ふれあいの時間を作り、親子の絆を深める活動を進めていきます。

- ブックスタートとフォローアップ
- 区立図書館等でのおはなし会の開催
- 保護者・教職員向けの支援
- ◎ リサイクル本の活用促進
- 子育て・教育関連施設への司書の訪問
- おすすめ図書資料の紹介
- 団体貸出

## (2) 小学生の読書活動

《概要》小学生は自分で本を選び、読めるようになる時期への移行期にあたります。本に対する親しみを深め、読書への関心を高め、読書習慣を育みます。

- 学校支援
- 夏休み「こども一日図書館員」
- おすすめ図書資料の紹介
- 学校図書館連絡会
- イベントを通じた読書活動
- 学校ごとの取組み
- ちよだジュニア文学賞
- 保護者・教職員向けの支援
- 団体貸出
- ◎ リサイクル本の活用促進

## (3) 中高生の読書活動

《概要》中高生は周囲から様々な影響を受けながら、一人の大人として確立していく時期です。読書活動は、自分自身を見つめ、何かに感じ、何かに出会い、新たな自分を発見する絶好の手段です。小学生時代に育んだ読書習慣を成長への手段へ結び付ける活動を進めます。

- 学校支援
- 図書館体験
- おすすめ図書資料の紹介
- ◎ 中高生専用席・中高生専用学習ルームの活用
- 団体貸出
- 学校ごとの取組み
- ちよだジュニア文学賞
- イベントを通じた読書活動
- 学校図書館連絡会
- ◎ リサイクル本の活用促進

## (4) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動

《概要》読書活動の推進には、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援も不可欠です。千代田区では、子どもだけでなく、大人も視野に入れて取り組んでいきます。

- 学校での取組み
- 関係団体との協力・連携
- ◎ 情報の提供・発信
- 読書活動への支援
- 団体貸出

## (5) 私立学校との連携

《概要》千代田区には多くの私立学校があります。私立学校との協力・連携を積極的に進めていきます。

- 私立学校への情報の提供・発信
- 私立学校との協力・連携

## 2 読書環境の整備・充実

子どもの読書環境を整備・充実させ、子どもが読書を身近に感じる環境を作ります。図書館、学校、家庭、地域の団体がそれぞれの強みを活かし、協力・連携を深めます。

## (6) 学校図書館の整備・充実

《概要》学校図書館では、図書の充実など、子どもの読書環境の整備を進めてきました。今後子どもを良好な読書環境の整備・充実に努めていきます。

- 図書資料の充実
- 蔵書管理システムの活用
- 読書環境の整備
- ◎ 授業での学校図書館活用の促進

## (7) 区立図書館の充実

《概要》区立図書館は、平成 19 年5月の千代田図書館リニューアルオープンに伴い、指定管理者制度を導入し、民間の活力やノウハウを活用した質の高い多彩なサービスの提供を目指してきました。区立図書館相互が連携し、さらなる充実をはかっています。

- 図書資料の充実
- 子どもの読書活動支援

## 3 広報・啓発活動

千代田区には、本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会がたくさんあります。様々な手段を通じて多くの人にこの機会を伝え、体験を促します。

### (8) 子どもに対する広報・啓発活動

《概要》学校、区立図書館を中心に、子どもたちに本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを伝えていきます。

- 子ども読書調査
- 読書活動に関する情報発信
- イベント・セミナーなどの開催
- ちよだ文学賞

## 4 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

子どもの読書活動の推進には、本と子ども、そして子どもを取り巻く大人を結びつける「人」の存在が不可欠です。様々な場面で活躍する、読書活動の推進に関わる人材を育てます。

### (9) 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

《特徴》保護者、ボランティア、教員や子どもに関わる施設の職員など、様々な立場で子どもの読書活動に関わる方々に対し、学びの場の提供や活動支援をしていきます。

- 読書活動に携わる人材の育成
- ボランティア活動の支援
- 子どもを取り巻く大人への支援
- 専門的人材の配置

第 3 次

千代田区子ども読書活動推進計画（案）

令和元年 月

千代田区



# 目 次

I	子ども読書活動推進計画とは・・・・・・・・	1
1	目 的	1
2	経 緯	1
II	第2次計画の成果と課題・・・・・・・・	3
1	成 果	3
2	課 題	4
III	第3次計画の基本的な考え方・・・・・・・・	5
1	目 標	5
2	基本的な視点	6
3	実施期間	6
IV	具体的な取組み・・・・・・・・	7
1	子どもの成長過程に応じた取組み	7
2	読書環境の整備・充実	22
3	広報・啓発活動	25
4	子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援	28
V	参考資料・・・・・・・・	30
	・子どもの読書活動の推進に関する法律	30
	・文字・活字文化振興法	32

# I

## 子ども読書活動推進計画とは

### 1

#### 目 的

子どもは、大人とともに社会を構成する一員として、また未来の社会の担い手として、健やかに育っていくことが期待されています。読書は、子どもの精神的な成長にとって不可欠なものであり、「児童の権利に関する条約」等の趣旨を踏まえ、大人が子どもの読書環境を整備することは、社会的な責務です。子どもの読書活動の推進は、家庭、地域、学校、行政、企業など、社会全体で支えていく必要があります。

千代田区は、世界有数の出版関連産業の集積地です。その特性を活かし、子どもの読書活動の発展に区全体で取り組んでいくことを目指して、「千代田区子ども読書活動推進計画」を定めます。

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、千代田区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すものです。

### 2

#### 経 緯

子どもの表現力、論理的思考力、想像力等を育てるうえで、読書は不可欠であり、乳幼児・児童期における読書習慣の形成は、青年期以降の社会生活の基盤として重要な役割を果たすと考えられています。こうした考えを受けて、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国、都道府県、市区町村の各レベルで、子どもの読書活動推進に係る計画の策定とその具体的な施策の展開が始まりました。

これに加え、出版メディア環境の変化や読書を含めた出版文化の振興の重要性についても、注目が高まり、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定され、出版・読書に関わる各分野の関係者の協力を得て、「財団法人文字・活字文化推進機構」が設立されました。

千代田区では、こうした状況を受け、区民・屋間区民を問わず、子どもから大人までの読書活動の普及・発展、世界有数の出版関連産業の集積地といわれる区の特徴を生かした出版文化の振興を目的として、平成19年3月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を、平成26年3月に「第2次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。今回、第2次計画の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにします。

### 読書活動推進に関する状況の推移(参考)

平成 13 年度	子どもの読書活動の推進に関する法律 制定
平成 14 年度	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
平成 15 年度	東京都子ども読書活動推進計画 策定
平成 17 年度	文字・活字文化振興法 制定 財団法人文字・活字文化推進機構 設立
平成 18 年度	<u>第 1 次千代田区子ども読書活動推進計画</u> 策定
平成 19 年度	第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>区立千代田図書館 リニューアルオープン</u>
平成 20 年度	平成 22 年を「国民読書年」とする旨、国会決議 第二次東京都子ども読書活動推進計画 策定
平成 23 年度	<u>区立日比谷図書文化館</u> オープン <u>区立四番町図書館</u> リニューアルオープン
平成 24 年度	第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
平成 25 年度	<u>第 2 次千代田区子ども読書活動推進計画</u> 策定
平成 26 年度	学校図書館法 改正 第三次東京都子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 年度	<u>千代田区子ども読書活動調査</u> 開始
平成 30 年度	第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和元年度	<u>第 3 次千代田区子ども読書活動推進計画</u> 策定

## Ⅱ

# 第2次計画の成果と課題

千代田区では、第2次計画に基づき、平成26年4月から5年間、家庭、学校、図書館、出版関連団体をはじめとする、区内の数多くの団体と協力・連携し、子どもの読書活動の推進に向け、様々な取組みを行ってきました。

第3次計画の策定にあたり、はじめにその取組みの成果と課題を検証します。

## 1

### 成 果

#### (1) 子どもたちへの読書活動支援の充実

- 平成28年度から、千代田図書館、四番町図書館に加え、神田まちかど図書館でも「おはなし会」を開催し、読書に親しむ機会を増やしています。
- 平成29年度には、千代田図書館において中高生専用ルームと専用席を設置し、中高生の図書館での利用環境の充実をはかりました。
- 学校支援活動では、学校支援担当司書が区立の小学校・中学校・保育園・児童館・幼稚園・こども園を定期的に訪問し、読書活動に関わる具体的、直接的な働きかけを行っています。学校支援活動では、読み聞かせやブックトーク、図書館オリエンテーションのほか、授業支援、学校図書館の蔵書構築の支援など、様々な活動を実施しました。

<学校等支援の延べ実施回数>

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
司書派遣回数 (小学校・中学校(週3回)、 保育園・児童館・幼稚園・ こども園(月2回))	1,659 回	1,616 回	1,659 回	1,639 回	1,655 回

#### (2) 千代田区子ども読書調査の開始

平成27年度から、区立学校の子どもたちの読書の現状や変化を把握するため、毎年、区立小・中、中等教育学校(前期)の児童・生徒を対象に「子ども読書調査」を実施しました。

調査結果は、区ホームページにて公開するとともに、各校と結果を共有し、読書活動の推進に取り組んでいます。

### (3) 区内私立学校との協力・連携の進展

区内の公立・私立学校の児童・生徒を対象とした「出張読み聞かせ講座」を開催するほか、希望する私立学校へは、ブックリストやイベント情報などの読書活動に関する情報提供を行っています。

## 2

## 課 題

### (1) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

図書館で行う特別支援のサービスについては、実際の利用実績は少ないため、周知に取り組むとともに、ニーズの把握や情報交換を行い、必要な支援を検討し、実用化する必要があります。

また、支援対象に知的障害、身体障害だけでなく、発達障害や外国語を母国語とする子どもたちも含め、必要な支援に取り組んでいく必要があります。

### (2) 子どもを取り巻く大人への支援

講座や講演会等の実際の場を使った取組み以外にも、千代田区立図書館ホームページや学校等の関係機関を通じた幅広い情報提供のあり方を考えつつ、家庭や地域における支援を行う必要があります。

### (3) ボランティア活動の支援

読書ボランティアの地域での活動の場や機会の提供が広がられていないため、区内施設などとの連携により活動範囲を広げていくことが求められています。

# Ⅲ

## 第3次計画の基本的な考え方

### 1

#### 目 標

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

千代田区は、すべての子どもたちが本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさに気づき、主体的な読書習慣を形成していくために、第2次計画の成果と課題を踏まえ、以下の目標の実現に努めます。

#### (1) 読書の楽しさ、素晴らしさにふれる

読書活動の推進には、子どもの読書意欲を喚起させることが重要です。そのためには、子どもが本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさにふれることが何より大切です。子どもの成長過程に応じた様々な取組みを進めます。

#### (2) 読書の大切さを知る

千代田区には、本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会がたくさんあります。様々な手段を通じて多くの人にこの機会を伝え、読書体験を促して行きます。

#### (3) 読書環境をみんなで支える

読書意欲を喚起させるには、読書環境も大切です。家庭、地域、学校、行政、企業がそれぞれの強みを活かし、協力・連携を「深め」、様々な取組みを進めます。

また、子どもの読書活動の推進には、本と子ども、そして子どもを取り巻く大人を結びつける「人」の存在が不可欠です。様々な場面で活躍する、読書活動の推進に関わる人材を育成します。

## 2

### 基本的な視点

千代田区は、国の機関や国の経済活動をけん引する大企業、大学・ミュージアム等の学術・文化機関が集中し、出版社、新聞社、書店、古書店などの出版関連産業も世界的に例がないレベルで集積しているという特色があります。また、区立小・中学校、中等教育学校のほか、多くの私立学校があり、児童・生徒が通っています。

千代田区には他の自治体には見られない多くの特色があり、その特色を最大限に活かすため、第3次計画では、第2次計画に引き続き、以下の点を基本的な視点として採用します。

- (1) 区民だけでなく、区内在勤者・在学者、いわゆる昼間区民も、計画の対象者としてします。
- (2) 乳幼児・小中高校生を中心とする子どもを主要な対象としますが、子どもを取り巻く大人の読書活動も推進対象に含めます。
- (3) 本を中心とする読書活動の振興だけでなく、メディア環境全体における情報活用能力の育成を視野に入れます。
- (4) 計画中の具体策においては、文字による読書が困難な方に配慮します。
- (5) 読書時間や読書冊数の増加といった読書活動の数値目標の達成を目的とするのではなく、読書振興につながる読書環境の改善と発展を目指します。

## 3

### 実施期間

第3次計画は、第2次計画により達成された成果をより一層充実させていくことを基本に、社会状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行いながら、2019年度から2023年度までの概ね5年間とします。

# IV

## 具体的な取組み

第3次計画では、第2次計画で目標にあげた取組みをベースに、特別な支援を必要とする児童・生徒への取組みや、子どもを取り巻く大人の読書活動の推進及びボランティア等との連携等の新規の施策を盛り込み、具体的な取組みをまとめました。

### 1

## 子どもの成長過程に応じた取組み

### 1

### 乳幼児の読書活動

乳幼児期は、言葉の発達が著しく、他者とのコミュニケーション能力を身につけ、創造力を広げる時期です。この時期に本を通じて楽しい経験をする事、本に親しむことは、子どもの言葉を育てるだけでなく、心や想像力を豊かなものにします。

また、乳幼児の読書には、保護者の関与が不可欠です。本を通じて親子の楽しい経験、ふれあいの時間をつくり、保護者にも改めて本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを実感してもらえ、本を通じた親子の絆を深める活動を進めていきます。

1 ブックスタートとフォローアップ	継 続
2 子育て・教育関連施設への司書の訪問	継 続
3 区立図書館等でのおはなし会の開催	継 続
4 おすすめ図書資料の紹介	継 続
5 保護者・教職員向けの支援	継 続
6 団体貸出	継 続
7 リサイクル本の活用促進	新 規

## 1 ブックスタートとフォローアップ

継 続

千代田図書館では、ブックスタート、フォローアップを通じて、本との楽しい出会い、親子のふれあいの時間を作るきっかけを提供していきます。

場所：千代田保健所（ブックスタート） 回数：月1～2回

場所：区立児童館（フォローアップ） 回数：随 時

### ○ ブックスタートとは

- ・赤ちゃんと保護者が一緒に本を楽しむことにより、本を通じた楽しい経験や、親子のふれあいの時間を作るきっかけを提供する活動です。

### ○ ブックスタート ～ 司書おすすめ絵本「ブックスタートパック」の配布

- ・千代田保健所で実施している毎月の3～4か月児健診を利用し、司書おすすめの絵本が入った「ブックスタートパック」を配布します。

### ○ フォローアップ

- ・「ブックスタートパック」配布後も、継続した働きかけを続けることで幼児期から学童期への読書活動へと発展させていくことができます。
- ・フォローアップとして、学校支援担当司書が、月2回児童館を訪問し、読書相談や読み聞かせなどを行います。

## 2 子育て・教育関連施設への司書の訪問

継 続

学校支援担当司書が区立のすべての保育園・児童館・幼稚園・こども園を訪問し、幼児に本との出会いの機会、本の楽しさを実感する機会を提供します。

場所：区立のすべての保育園・児童館・幼稚園・こども園 回数：月2回

### ○ 読み聞かせ

- ・ 毎月2回、子どもの成長過程に適した本を選び、読み聞かせを行います。

### ○ 利用指導

- ・ 「本を大切にする」「決まった場所に戻す」など、基本的な本の使い方や図書館の利用指導も取り入れ、小学校入学後の読書活動に結びつけています。

### ○ 読書相談

- ・ 年齢に合わせた本の選び方など先生や保護者の読書相談に応じていきます。

### 3 区立図書館等でのおはなし会の開催

継 続

区立図書館では、おはなし会を開催し、子どもたちに本との出会いの機会、本の楽しさを実感する機会を提供していきます。

場所：千代田・四番町図書館・神田まちかど図書館

#### ○ おはなし会の開催

- ・ 千代田図書館(月1回)、四番町図書館(週1回程度)、神田まちかど図書館(不定期)で乳幼児向けにおはなし会を行います。
- ・ 区立図書館のほか、区立児童館でも随時おはなし会を実施します。

### 4 おすすめ図書資料の紹介

継 続

乳幼児をもつ保護者を対象に家庭での読み聞かせにおすすめの本を紹介する「おはなしトレイン」を発行し、子育てへの絵本の活用を提案していきます。

#### ○ 幼児向けブックリスト「おはなしトレイン」の発行

- ・ 学校支援担当司書は、乳幼児向けのブックリスト「おはなしトレイン」(乳幼児版)を夏休みと冬休み前の年2回発行し、司書おすすめの本を年間約20冊紹介します。
- ・ 「おはなしトレイン」は、区立保育園・児童館・幼稚園・こども園で配布していきます。

### 5 保護者・教職員向けの支援

継 続

千代田区子ども読書調査では、小学校入学前に本を読んでもらった経験がある子どもが、読書好きや読書の冊数が多いという結果がでています。絵本を読んでもらい、その楽しさを共有する体験が大切です。

乳幼児をもつ保護者や保育園・児童館・幼稚園・こども園の教職員など、乳幼児を取り巻く大人へ、本を通じた子どもへの働きかけを提案していきます。

#### ○ 講座・講演会の開催

- ・ 区立の保育園・児童館・幼稚園・こども園で保護者・教職員向けに、子どもの年齢に合わせた絵本の選び方の説明や、絵本を活用した読書活動の重要性を伝える「絵本講座」や、「読み聞かせ講座」を行っていきます。
- ・ 「親子おはなし会」など、大人にも読み聞かせを体験してもらう機会をつくり、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。
- ・ 日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けの読み聞かせ指導や、読み聞かせ本の選書方法などを学ぶ講座を実施していきます。

### ○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

- 区立図書館では、保育園などの子育て・教育関連施設や各種団体を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。  
区立の保育園・児童館・幼稚園・こども園は、最大4週間、1申込につき50冊  
その他の施設・団体は、最大4週間、30冊まで。※団体登録要件あり。
- 区立図書館では、保育園などの教育関連施設の読書活動にも対応できる資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

## 7 リサイクル本の活用促進

### ○ 支援先施設へのリサイクル本の提供

- 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

## 2

### 小学生の読書活動

小学生は、大人から読み聞かせを受けていた時期から、自分で本を選び、読めるようになる時期への移行期にあたります。子どもの読書習慣を育むうえで、この時期に本に対する親しみを深め、読書への関心を高めるとともに、読書の幅を広げていくことが重要です。

そのためには、小学生の子どもを取り巻く大人が小学生の読書活動のもつ意義をよく理解し、学校だけではなく、行政、家庭、地域が協力・連携し、子どもの読書を支援する活動が必要になります。

1 学校支援		継 続
2 学校ごとの取組み		継 続
3 夏休み「こども一日図書館員」		継 続
4 ちよだジュニア文学賞		継 続
5 おすすめ図書資料の紹介		継 続
6 保護者・教職員向けの支援		継 続
7 学校図書館連絡会		継 続
8 団体貸出	<再 掲>	継 続
9 イベントを通じた読書活動		継 続
10 リサイクル本の活用促進	<再 掲>	新 規

#### 1 学校支援

継 続

学校支援担当司書がすべての区立小学校を訪問し、学校と協力・連携し、児童の読書習慣を培うため、様々な取組みを行います。

情報リテラシー教育の一環として、図書館の利用方法や参考図書の使い方などを指導するオリエンテーションの実施や、調べ学習などへの支援を積極的に行います。

場所：区立のすべての小学校

回数：週3回

#### ○ 授業支援

- 授業支援は、教職員・児童と資料を結びつける取組みです。学校支援担当司書は、授業に用いる資料の用意、調べ学習のサポートなどを通じて、授業支援を実施します。

学校支援担当司書が授業にも参加し、児童と接しながら児童と本を結びつけるフロアワークを行います。

- 様々な図書資料や情報ツールを紹介し、多様な支援を実施していきます。

#### ○ 図書館利用のオリエンテーション

- 図書館の活用方法を覚えることは、生涯を通じて自己学習の基礎となります。学校支援担当司書は、図書館の利用方法、参考図書の使い方など、学年に応じた図書館の活用方法を「図書館オリエンテーション」として指導します。
- 「図書館オリエンテーション」により、学校図書館の利用促進や、図書館の活用の定着につなげます。

#### ○ ブックトーク・読み聞かせ

- ブックトークとは、あるテーマに沿って、複数の本を関連付けながら紹介していく手法です。小学校では、効果的な調べ学習を進めるため、また、授業で扱った読み物に関連した本へ興味を広げるためなどに活用されます。
- 児童を対象に絵本の読み聞かせを行い、普段自分では手に取らないような絵本との出会いも含め、物語の面白さや魅力に触れる機会を設けています。
- ブックトークや読み聞かせを通じて、児童たちの本への関心を高めていきます。

#### ○ 読書相談

- 学校支援担当司書が、児童からの読書相談に積極的に対応していきます。

## 2 学校ごとの取組み

継 続

区立小学校では、児童の読書習慣を培うため、学校ごとに様々な取組みを行っています。今後も引き続き、計画・実施していきます。

## 3 夏休み「こども一日図書館員」

継 続

#### ○ こども一日図書館員

- 四番町図書館では、図書館の仕事の体験を通じて図書館をより身近に感じ、本に親しんでもらうため、夏休み期間中、小学3年生から6年生の児童を対象に「こども一日図書館員」を実施します。
- 児童は、カウンターでの図書の貸出・返却業務、図書の整理など、図書館員として図書館の仕事を体験します。

## 4 ちよだジュニア文学賞

継 続

### ○ 「ちよだジュニア文学賞」

- ・ 子どもの活字離れが深刻化するなかで、区内在住・在学者及び区内在住・在学・在勤者の家族・知人の小中学生を対象に、本の街・神保町のある千代田区から、小さい頃から活字に触れてもらうきっかけづくりとして、区は平成 18 年度に「ちよだジュニア文学賞」を創設しました。

### ○ 応募方法

- ・ 小学生の応募原稿は原稿用紙 10 枚程度とし、夏休み期間中に執筆に取組めるよう、募集期間は5月頃から9月上旬までを予定しています。
- ・ 募集要項は、毎年5月頃、区のホームページや「広報千代田」などで発表します。

### ＜過去の実績＞

	第 9 回 (平成 26 年度)	第 10 回 (平成 27 年度)	第 11 回 (平成 28 年度)	第 12 回 (平成 29 年度)	第 13 回 (平成 30 年度)
応募総数	107 点	116 点	99 点	154 点	203 点
受賞者	小学生：2 名 中学生：2 名	小学生：2 名 中学生：2 名	小学生：2 名 中学生：2 名	小学生：3 名 中学生：1 名	小学生：3 名 中学生：1 名
優良賞	小学生：7 名 中学生：2 名	小学生：5 名 中学生：4 名	小学生：2 名 中学生：6 名	小学生：6 名 中学生：2 名	小学生：6 名 中学生：2 名

## 5 おすすめ図書資料の紹介

継 続

### ○ 小学生向けブックリスト「おはなしトレイン」の発行

- ・ 学校支援担当司書は、児童向けブックリスト「おはなしトレイン」（小学生版）を夏休みと冬休み前の年2回発行し、児童たちに司書おすすめの本を紹介しています。
- ・ 年間約 30 冊の本を紹介し、児童たちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。
- ・ 「おはなしトレイン」は、区立小学校で配布しています。

## 6 保護者・教職員向けの支援

継 続

### ○ 保護者向け講座

- ・ 学校支援担当司書は、区立の小学校で保護者向けに、絵本の選び方や読書活動の重要性を伝える講座などを行い、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。
- ・ 日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けに、児童との会話がはずむような本などを紹介する講座を展開していきます。
- ・ 親子の会話を通じて本を読むことの素晴らしさや本から知識を養うことの大切さを培っていくことのできる講座を展開していきます。

### ○ 教職員向け支援

- ・ 学校支援担当司書は、小学校の教職員からの要請に応じて、読書活動の活性化に向けた取組みの提案や、システム運営のサポートなど、充実した学校図書館運営のための支援を行います。

## 7 学校図書館連絡会

継 続

### ○ 関係機関の協力・連携の強化

- ・ 学校支援担当司書による支援業務や学校における司書の活用について共通理解をし、学校図書館運営に関する情報を共有するため、区教育委員会と千代田図書館が連携し、「学校図書館連絡会」を設けています。
- ・ 連絡会は、すべての区立小中学校・中等教育学校の学校図書館担当教諭と学校支援担当司書で構成し、学校図書館を取り巻く関係者の共通理解と連携をはかっていきます。

## 8 団体貸出

〈再 掲〉

継 続

### ○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

- ・ 区立図書館では、区立の小学校を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。最大4週間、1申込みにつき50冊まで貸出可能です。
- ・ 区立図書館では、小学校の教育活動にも対応できる図書資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

## 9 イベントを通じた読書活動

継 続

### ○ イベントの開催

- ・ 区立図書館では、本の魅力や読書の楽しさ・素晴らしさを伝え、図書館をより身近に感じられるよう、ブックトーク等の様々なイベントを開催します。
- ・ 小学生を対象としたイベントや夏休みのワークショップなどを開催し、読書の楽しさ・素晴らしさを実感する機会を提供します。
- ・ イベント情報は、区立小学校・私立小学校へのチラシ配布やポスター掲示、千代田区立図書館ホームページや「広報千代田」などで広く紹介します。

## 10 リサイクル本の活用促進

〈再 掲〉

新 規

### ○ 支援先施設へのリサイクル本の提供

- ・ 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

# 3

## 中高生の読書活動

平成29年度に全国学校図書館協議会が毎日新聞社と合同で行った調査によると、中学生で1か月に1冊も本を読まない生徒の割合は15.3%、高校生では55.8%でした。中高生は、子どもから大人への成長期であり、身体が著しく成長するのに心の成長が追いつかず不安定になる時期にあります。また、周囲から様々な影響を受けながら、一人の大人として確立していく時期でもあります。

このような多感な時期だからこそ、中高生の読書活動は、自分自身を見つめ、何かに感じ、何かに出会い、新たな自分を発見する絶好の手段となります。

中高生に対しては、小学生時代に育んできた読書習慣を、大人への成長の手段にしっかりと結び付けていく活動が求められます。

1 学校支援		継 続
2 学校ごとの取組み		継 続
3 図書館体験		継 続
4 ちよだジュニア文学賞	<再掲>	継 続
5 おすすめ図書資料の紹介		継 続
6 イベントを通じた読書活動		継 続
7 中高生専用席・中高生専用学習ルームの活用		新 規
8 学校図書館連絡会	<再掲>	継 続
9 団体貸出	<再掲>	継 続
10 リサイクル本の活用促進	<再掲>	新 規

### 1 学校支援

継 続

学校支援担当司書が区立中学校を訪問し、学校と協力・連携し、生徒の読書習慣を培うため、様々な取組みを行います。

情報リテラシー教育の一環として、図書館の利用方法や参考図書の使い方などを指導するオリエンテーションの実施や、調べ学習などへの支援を積極的に行っていきます。

場所：区立の中学校 2校

回数：週3回

### ○ 授業支援

- 授業支援は、教職員・生徒と資料を結びつける取組みです。学校支援担当司書は、資料の用意、調べ学習のサポート、ブックトークなどを通じて、授業支援を実施します。
- 様々な図書資料や情報ツールを紹介し、多様な支援を実施していきます。

### ○ 図書館利用のオリエンテーション

- 学校支援担当司書は、図書館の利用方法、参考図書の使い方など、生徒の学年に応じた図書館の活用方法を「図書館オリエンテーション」として指導しています。
- 「図書館オリエンテーション」を実施し、図書館の活用促進につなげていきます。

### ○ 情報リテラシーの育成

- 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどを通じて、様々な情報が溢れ、誰でも容易に情報にアクセスできる現代社会においては、子どもの頃から情報の内容をきちんと読みとり、評価し識別する能力を養うことは非常に重要です。
- 学校支援担当司書による、図書館オリエンテーションや調べ学習のサポートなどを通じて、適切な情報活用の重要性やその方法を伝えていきます。

### ○ 読書相談

- 学校支援担当司書が生徒たちからの読書相談に積極的に対応していきます。

## 2 学校ごとの取組み

継 続

区立中学校では、生徒の読書習慣を育成するため、学校ごとに様々な取組みを計画・実施していきます。

## 3 図書館体験

継 続

### ○ 職場体験

- 区立図書館では、授業の一環として中高生の「職場体験」を受け入れています。
- 図書館の仕事を通して社会の仕組みを学んだり、本を身近に感じられるよう積極的に中高生を受け入れています。

## 4 ちよだジュニア文学賞

〈再 掲〉

継 続

### ○ ちよだジュニア文学賞

- 子どもの文字離れが深刻化するなかで、区内在住・在学及び区内在住・在学・在勤者の家族・知人の小中学生を対象に、本の街・神保町のある千代田区から、小さい頃から活字に触れてもらうきっかけづくりとして、区は平成18年度に「ちよだジュニア文学賞」を創設しました。

### ○ 応募方法

- 中学生の応募原稿は原稿用紙 20 枚程度とし、夏休み期間中に執筆に取組めるよう、募集期間は5月頃から9月上旬までを予定しています。
- 募集要項は、毎年5月頃、区のホームページや「広報千代田」などで発表します。

## 5 おすすめ図書資料の紹介

継 続

### ○ 中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」の発行

- 学校支援担当司書は、中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」を夏休みと冬休み前の年2回発行し、生徒たちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。
- 小学生時代に育ててきた読書習慣を絶やすことなく、更なる育成へしっかりと結び付けていけるよう、中学生に読んで欲しい本を選んで、年間約15冊の本を紹介し  
ます。紹介した本は、区立図書館で貸出可能です。
- 「BOOK TRAIN」は、区立中学校で配布しています。

## 6 イベントを通じた読書活動

継 続

### ○ イベントの開催

- 区立図書館では、本の魅力や読書の楽しさ・素晴らしさを伝え、図書館をより身近に感じられるよう、書評合戦（ビブリオバトル）等の様々なイベントを開催していきます。
- 中高生を対象としたイベントやワークショップなどを開催し、読書の楽しさ・素晴らしさを実感する機会を提供していきます。
- 日比谷図書文化館では、その立地特性を活かし、新聞社・出版社・大学などの協力を得て、中高生を対象とした情報リテラシーに関するワークショップなどを開催していきます。
- イベント情報は、千代田図書館からメールマガジンを配信することで、私立の中高生を含めた区内の在学者を対象に広く情報発信しています。

## 7 中高生専用席、中高生専用学習ルームの活用

新 規

千代田図書館では、利用者からのニーズに応じて、平成29年9月に中高生専用席と中高生専用学習ルームを設置し、中高生の読書環境の充実を図りました。

### ○ 中高生専用席・中高生専用学習ルーム

- 千代田区に在住・在学の中高生を対象に、学習スペースの提供にとどまらず、中高生向け図書の展示などを行い、図書資料に触れる環境として整備・充実させます。

## 8 学校図書館連絡会

〈再掲〉

継続

### ○ 関係機関の協力・連携の強化

- 学校支援担当司書による支援業務や学校における司書の活用について共通理解をし、学校図書館運営に関する情報を共有するため、区教育委員会と千代田図書館が連携し、「学校図書館連絡会」を設けています。
- 連絡会は、すべての区立小中学校の学校図書館担当教諭と学校支援担当司書で構成し、会議を開催します。

## 9 団体貸出

〈再掲〉

継続

### ○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

- 区立図書館では、区立の中学校を対象に所蔵図書資料の貸出を行います。最大4週間、1申し込みにつき50冊まで貸出可能です。
- 区立図書館では、中学校の教育活動にも対応できる図書資料を図書館の蔵書構成に反映させて収集するなど、蔵書の充実を推進します。

## 10 リサイクル本の活用促進

〈再掲〉

新規

### ○ 支援先施設へのリサイクル本の提供

- 学校支援担当司書の支援先施設において、寄贈を受けたり除籍となった本をリサイクル本として、本を必要とする施設へ提供を行います。

# 4

## 特別な支援を必要とする子どもの読書活動

子どもの読書活動の推進に、特別な支援を必要とする子どもたちの読書活動への支援は欠くことができません。読書は子どもたちの想像力を広げ、表現力を豊かにします。

千代田区では、子どもだけでなく、さらに大人も視野に入れて、特別な支援を必要とする児童・生徒に向けて、様々な取組みを行っていきます。

1 学校での取組み	拡 充
2 読書活動への支援	継 続
3 関係団体との協力・連携	拡 充
4 団体貸出	〈再 掲〉 継 続
5 情報の提供・発信	新 規

### 1 学校での取組み

拡 充

#### ○ 多様なニーズに応じた選書等の活動

特別な支援を要する子どもたちや外国語が母国語の子どもたちも対象として、学校支援担当司書を通じて、一人一人の子どもの状況に合わせた本の紹介などの読書活動の支援を行っていきます。

### 2 読書活動への支援

継 続

#### ○ 区立図書館の読書支援サービス

##### ① 読書支援サービス

区立図書館では千代田図書館を中心に、特別な支援を必要とする児童・生徒に向けて、様々な読書支援サービスに取り組めます。

千代田図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者サービス担当職員の配置</li> <li>・ 拡大読書器、文書読み上げ機、対面朗読室の設置</li> <li>・ 図書資料の郵送サービス</li> <li>・ 大活字本、さわる絵本、点字本などの充実</li> </ul>
日比谷図書文化館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大読書器、対面朗読室の設置</li> <li>・ 大活字本の充実</li> </ul>
四番町図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡大読書器の設置</li> <li>・ 大活字本、さわる絵本、外国語の絵本などの充実</li> </ul>

## ② 千代田Web図書館の活用

- 千代田 Web 図書館は、約7,000 タイトルのうち絵本など児童関連図書を約 100 タイトル有しています。パソコンやスマートフォンの画面上で読めるのみならず、文字の拡大や読み上げ機能を使った音声での利用も可能となっています。
- 英語の朗読機能がある絵本を収集し、幼児期における英語学習への活用を推進していくなど電子図書の特徴を活かしたコンテンツも積極的に導入していくことで児童向けコンテンツの充実化をはかっていきます。

## ③ バリアフリー図書や多言語図書の導入

- デージー図書とは、デージー (DAISY/Digital Accessible Information System) というデジタル録音図書の国際標準規格に沿って作られた図書です。音訳図書として、従来の録音テープに比べ、1冊の図書が1枚のCD-ROMに収まり、音質の劣化もなく、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することが可能です。
- 区立図書館では、デージー図書と専用プレーヤー (デージープレーヤー) の貸出も行っています。
- 外国語が母国語の子どもたちや帰国児童生徒などのため、ニーズに応じた外国語図書の収集を検討していきます。

## 3 関係団体との協力・連携

拡 充

### ○ 各種団体との協力・連携

福祉ボランティア、区内の福祉施設等をはじめ、障害のある子どもに関わる施設や教育機関との連携をはかりながら、障害の特性や発達段階に応じたニーズや支援の在り方を情報収集し、活動に繋げていきます。

## 4 団体貸出

〈再 掲〉

継 続

### ○ 区立図書館所蔵図書資料の団体貸出

特別な支援を必要とする児童・生徒の読書活動を支援するため、福祉団体などへ団体貸出を行います。最大4週間、30冊まで貸出します。

※団体登録には登録要件があります。

## 5 情報の提供・発信

新 規

### ○ 特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者の方に対する情報発信や広報

- 区立図書館のホームページ等を通じて特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者の方に対する情報発信や広報に努め、図書館が提供する障害者向けサービスの利用を促進していきます。

# 5

## 私立学校との連携

千代田区には多くの私立学校があり、その数は区立学校を上回ります。第2次計画の検証結果や私立学校へのアンケート調査を踏まえ、第3次計画では、私立学校との協力・連携を積極的に進めていきます。

### 1 私立学校への情報の提供・発信

拡 充

### 2 私立学校との協力・連携

継 続

### 1 私立学校への情報の提供・発信

拡 充

#### ○ 情報発信の拡大

- 各校にはブックリストやイベント案内などの情報を配信していますが、さらに、学校図書館での具体的な取組み事例なども紹介し、情報共有に活用していきます。

### 2 私立学校との協力・連携

継 続

#### ○ 協力・連携

- 私立学校からは、区や区立図書館と協力・連携した活動を希望する声があることから、メールマガジンを通じた情報発信、イベントへの参加や展示への協力などの連携を行っていきます。
- 私立学校の児童・生徒が活動できる機会の実現を目指し、学校との協力・連携をより一層進めていきます。

## 2

## 読書環境の整備・充実

### 6

### 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもたちの言語能力だけでなく、情報活用能力形成において重要な役割を担っています。多くの情報が行き交う今日、情報リテラシーが求められ、その役割は一層大きくなっています。区立学校図書館では、図書資料の充実など、子どもの良好な読書環境の整備・充実に努めていきます。

1 図書資料の充実	拡 充
2 読書環境の整備	継 続
3 蔵書管理システムの活用	継 続
4 授業での学校図書館活用の促進	新 規

#### 1 図書資料の充実

拡 充

##### ○ 図書資料の充実に向けた取組み

- ・ 限りある**スペース**の中で、円滑な蔵書更新を行っていくために、**廃棄にも**注力する必要があります。蔵書構成の整備として、**利用状況等を考慮しながら廃棄を行うとともに**、調べ学習等への支援・対応を行っていくため、1～8類をより充実させていきます。
- ・ **新聞記事を使った学習など学校における新聞の活用が図れるよう**、各校への新聞の配備を充実させていきます。

#### 2 読書環境の整備

継 続

##### ○ 利用を促進する環境づくり

- ・ 子どもたちの読書意欲を喚起するには、読書環境の整備も重要です。本を選びやすい並べ方やレイアウト、本の展示や飾り付け、掲示物など、工夫された居心地の良い読書環境を整えることが学校図書館の利用に結びつきます。

- ・ 区立小中学校では、教職員を中心に学校支援担当司書や保護者ボランティアの支援を得て、わかりやすい書架の案内表示や明るい雰囲気づくりのための飾り付けなど、学校図書館に関わる「人」が協力して、子どもたちの利用を促進する読書環境づくりを行っています。

### 3 蔵書管理システムの活用

継 続

#### ○ 学校図書館の蔵書管理システムの活用

- ・ 蔵書管理システムを活用し、**蔵書点検を行うほか**新しい図書資料の購入や廃棄を**行い**、教育活動に**必要な蔵書の充実**をはかっています。

### 4 授業での学校図書館活用の促進

新 規

#### ○ 学校図書館活用の支援

- ・ 学校図書館の活用の推進を図るため、教職員と学校支援担当司書が連携をとって、調べ学習をはじめとする授業計画に応じた支援を実施していきます。

# 7

## 区立図書館の充実

区立図書館は、平成19年5月の千代田図書館リニューアルオープンに伴い、指定管理者制度を導入し、区民をはじめ多くの利用者の方々に、民間の活力やノウハウを活用した質の高い多彩なサービスの提供を目指しています。

区立図書館相互が連携し、さらなる充実をはかっていきます。

---

### 1 図書資料の充実

継 続

---

### 2 子どもの読書活動支援

継 続

---

### 1 図書資料の充実

継 続

#### ○ 蔵書の充実に向けた取組み

- 千代田図書館では、児童向け資料だけでなく、児童を取り巻く大人向けの育児関係資料や、中高生向けの学習や職業選択に役立つ資料の充実を努めています。
- 日比谷図書文化館では、日比谷、霞が関、有楽町などに近い地域特性を重視し、官庁街、オフィス街のビジネスパーソンの学びの場として、「ビジネス情報」「アート情報」「地域情報」を中心に蔵書の充実を努めています。
- 四番町図書館では、千代田区の児童サービスの拠点として児童向け資料の充実をはかります。
- 昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館では、併設された小学校の学校図書館の蔵書構築も視野に入れた蔵書の充実をはかっていきます。
- 千代田 Web 図書館では、実用書や小説、絵本など幅広いジャンルのコンテンツを提供しています。今後は、英語の朗読機能がある絵本を収集し、幼児期における英語学習への活用を推進していくなど、電子図書の特徴を活かしたコンテンツも積極的に導入していくことで、児童向けコンテンツの充実化をはかっていきます。

---

### 2 子どもの読書活動支援

継 続

#### ○ 司書によるアドバイス・サポート

- 夏休みには、自由研究や読書感想文のサポートをします。自由研究では調べ方のコツやヒントを教え、一緒に資料探しをします。読書感想文では本探しから書き方のアドバイスを行います。
- 子どもだけではなく、子どもを取り巻く大人からの読書相談も受けることで、家庭での読書活動のバックアップを行います。

## 3

## 広報・啓発活動

## 8

## 広報・啓発活動

学校や、区立図書館を中心に、様々な取組みを通じて、本の魅力、読書の楽しさ・素晴らしさを伝えるためには、広報・啓発活動が必要です。

また、子どもの読書離れの原因のひとつに大人の読書離れが指摘されています。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて育まれるものです。そのため、身近な大人の読書をする姿を見ることが少なくなったことが、子どもの読書活動に大きな影響を与えていると考えられます。

千代田区では、子どもに身近な大人だけでなく、すべての大人の読書活動の推進に向けても広報・啓発活動を進めていきます。

1 子ども読書調査	継 続
2 イベント・セミナーなどの開催	継 続
3 読書活動に関する情報発信	拡 充
4 ちよだ文学賞	継 続

## 1 子ども読書調査

継 続

## ○ 「千代田区子ども読書調査」の実施

- 千代田図書館内に設置された読書振興センターでは、毎年、**区立小学校・中学校に通う子どもの読書の状況や変化を把握し、今後の読書活動推進に関する施策に活用することを目的として、「千代田区子ども読書調査」を実施しています。**調査で把握した読書状況の結果を「こどもの読書週間」にあわせて公表し、読書に対する子どもたちとそれを取りまく**大人たち**の関心を高め、読書のきっかけづくりを進めていきます。

## 2 イベント・セミナーなどの開催

継 続

## ○ イベント・セミナーの開催

- 区立図書館では、子どもから大人までを対象に本の魅力や読書の楽しさ・素晴らし

さを伝え、図書館をより身近に感じてもらえるよう、様々なイベントを開催していきます。

- 日比谷図書文化館では、立地特性を活かし、**保護者**や読書活動に携わる方のための様々な講座を開催していきます。
- 学校支援担当司書は、保護者や教職員向けに様々な講座や講習会を開催し、子どもの読書活動の意義を伝え、家庭や学校における読書活動を支援していきます。

### 3 読書活動に関する情報発信

拡 充

#### ○ 学校図書館での具体的な取組み事例の紹介

- **私立学校へ配信しているメールマガジン**や「**学校図書館連絡会**」などを通じて、学校図書館での具体的な取組み事例など紹介し、情報共有に活用していきます。

#### ○ ブックリストの発行

- 学校支援担当司書は、乳幼児・小学生向けブックリスト「おはなしトレイン」や、中学生向けブックリスト「BOOK TRAIN」を夏休みと冬休み前の年2回発行して、子どもたちに様々な本との出会いのきっかけを提供していきます。

#### ○ SDI(Selective Dissemination of Information)サービス

- SDI サービスは、欲しい情報を登録しておく、その情報を自動的に検索して提供するサービスです。

区立図書館の貸出券をお持ちの方が登録すると、イベント、セミナーなどの情報をメール(「ちよびたメール」)で配信します。

#### ○ ソーシャルメディアの活用

- 区立図書館では、各種ソーシャルメディアを活用し、区立図書館のイベントの告知や実施レポート、区内外で行われる読書に関する取組み紹介など、子どもだけでなく、大人の読書活動に関わる様々な情報を発信していきます。

#### ○ 広報活動

- 区立図書館では、**図書館のホームページ**や**Facebook**、**広報千代田**、プレスリリースなどを通じて、随時、図書館の取組みやイベントに関する情報を発信していきます。また、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞などの取材にも対応し、区立図書館の様々な活動をわかりやすく発信していきます。

#### ○ メールマガジンの配信

- 区立図書館では、区内に多数ある私立学校へ情報を提供し、児童・生徒の読書推進

に役立ててもらふことを目的に、ブックリストやイベント情報などを配信していきます。

#### 4 ちよだ文学賞

継 続

千代田区は、神田神保町の書店街や多くの美術館・博物館があり、文学者が数多く住んでいたところとしても知られています。また、江戸開府以来400年の長きにわたり、常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた街です。

区のもつ文化的・歴史的な魅力をアピールするとともに、文学の担い手として新たな才能を発掘するため、平成 18 年、区では「ちよだ文学賞」を創設しました。

##### ○ ちよだ文学賞

- 大賞をはじめ最終選考に残った作品は、「ちよだ文学賞」作品集として区役所などで販売します。
- 「ちよだ文学賞」の募集は、区のホームページ、広報千代田などでお知らせします。
- 活字離れが進む中、「ちよだ文学賞」を通じて、多くの方が活字に触れ、文字・活字の大切さを改めて考えられるようにしていきます。

## 4

## 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

## 9

## 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援

子どもの読書活動の推進には、施設の整備だけでなく、本と子どもを結びつける「人」の育成と配置が重要です。そのため、家庭の保護者、ボランティア、教員や子どもに関わる施設の職員など、様々な立場で子どもの読書活動に関わる方々に対し、学びの場の提供や活動支援をしていきます。

1 読書活動に携わる人材の育成	継 続
2 子どもを取り巻く大人への支援	継 続
3 ボランティア活動の支援	拡 充
4 専門的人材の配置	継 続

### 1 読書活動に携わる人材の育成 継 続

#### ○ 読書活動に携わる人材の育成

- ・ 区立図書館では、保護者や教職員、ボランティアとして活動している方などを対象にビブリオバトルをはじめとするセミナーや講演会などを開催し、家庭や学校をはじめとする様々な場所で、読書活動に携わる人材の育成に取り組めます。
- ・ 日比谷図書文化館では、**保護者**や読書振興に携わる方のために、イベントやセミナーを実施していきます。

### 2 子どもを取り巻く大人への支援 継 続

#### ○ 乳幼児・小学生・中学生保護者や教職員向けの講座・講演会

- ・ 乳幼児・小学生・中学生の保護者や教職員向けに、子どもの年齢に合わせた絵本の選び方の説明や、絵本を活用した読書活動の重要性を伝える「絵本講座」や、「読み聞かせ講座」を行っていきます。

- ・ 「親子おはなし会」など、大人にも読み聞かせを体験してもらう機会をつくり、家庭での読み聞かせを呼びかけていきます。
- ・ 児童館でブックスタートのフォローアップとして、読み聞かせや読書相談などを実施して、幼児期の読書活動に結び付けていきます。
- ・ 保護者や保育園・児童館・幼稚園・こども園の教職員など、子どもを取り巻く大人へ、本を通じた子どもへの働きかけを提案していきます。
- ・ 日比谷図書文化館においては、その立地特性を活かし、保護者向けの読み聞かせ指導講座や、読み聞かせ本の選書方法などを学ぶ講座を実施し、**保護者**を支援していきます。

#### ○ 教職員向け支援

学校支援担当司書は、小・中学校の教職員からの要請に応じて、読書活動の活性化に向けた取組みの提案や、システム運営のサポートなど、充実した学校図書館運営のための支援を行います。

### 3 ボランティア活動の支援

拡 充

#### ○ ボランティア活動の支援

- ・ 区内には子どもを取り巻く大人たちだけでなく、子どもの読書活動の支援を希望する方々があります。
- ・ **ボランティアのスキルアップを図るための講習会や勉強会などを開催していきます。**
- ・ 区と、区立図書館が連携して活動機会の提供に努めていきます。

### 4 専門的人材の配置

継 続

千代田図書館に設置された読書振興センターに、読み聞かせのスキルを備え、読書活動や図書館運営等に通じた、専門の学校支援担当司書を配置しています。

#### ○ 学校支援担当司書の配置

教育現場を中心に、様々な場所、様々な機会を通じて子どもの読書活動の推進に努めていきます。

## 参考資料

### 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

公布：平成 13 年 12 月 12 日

#### （目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）

公布：平成 17 年 7 月 29 日

### （目的）

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史のなかで蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### （基本理念）

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### （国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （関係機関等との連携強化）

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

千代田区 地域振興部 文化振興課

教育委員会事務局 子ども部 指導課

〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1

日付：令和元年5月17日

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区保育の実施に関する条例 昭和62年3月24日条例第7号 児童福祉法第24条に基き制定</p>	<p>○千代田区保育の実施に関する条例 昭和62年3月24日条例第7号 児童福祉法第24条に基き制定</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の徴収に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の徴収に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p>	<p>第2条 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p>
<p>（保育の実施）</p>	<p>（保育の実施）</p>
<p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者に対して行うものとする。</p>	<p>第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する乳幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者に対して行うものとする。</p>
<p>（費用の徴収）</p>	<p>（費用の徴収）</p>
<p>第4条 千代田区長（以下「区長」という。）は、保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。</p>	<p>第4条 千代田区長（以下「区長」という。）は、保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。</p>
<p>（保育料の額）</p>	<p>（保育料の額）</p>
<p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保育所に就園している乳幼児と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する者をいう。）がいる場合においては、当該乳幼児が当該特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）から順に数えて第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるとおりとする。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>生計を一にする世帯（別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）から、2人以上の乳幼児が保育所その他の千代田区規則で定める施設において保育されている場合においては、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のもので保育所に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</u></p>
<p>（1）第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</p>	<p>（1）第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</p>
<p>（2）第3子以降 免除</p>	<p>（2）第3子以降 免除</p>
<p>3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢に応じ、1時間あたり<u>5,700円を限度として別に規則で定める額</u>を納入しなければならない。</p>	<p>3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢に応じ、1時間あたり<u>別表に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）</u>を納入しなければならない。</p>

<p>4 区長は、前3項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。 (保育料の納付)</p>	<p>4 区長は、前3項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。 (保育料の納付)</p>
<p>第6条 本人又はその扶養義務者は、前条第4項の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。 (督促及び滞納処分)</p>	<p>第6条 本人又はその扶養義務者は、前条第4項の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。 (督促及び滞納処分)</p>
<p>第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、期限を指定して督促するものとする。 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (保育料の減免)</p>	<p>第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、期限を指定して督促するものとする。 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。 (保育料の減免)</p>
<p>第8条 保育料は、区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (委任)</p>	<p>第8条 保育料は、区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 (委任)</p>
<p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。 (平成19年度における保育料の額の決定の特例)</p> <p>2 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるC階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を除く。)の判定については、同表Cの部中「所得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び第9項に規定する市町村民税に係る定率による税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が4万円を超える場合には、4万円))を控除した額」とする。</p>	<p>1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。 (平成19年度における保育料の額の決定の特例)</p> <p>2 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるC階層に属する世帯に係る階層区分(C1階層を除く。)の判定については、同表Cの部中「所得割額」とあるのは「定率控除前の所得割額(地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第40条第8項及び第9項に規定する市町村民税に係る定率による税額控除の額を控除する前の所得割額をいう。)から、当該額に100分の15を乗じて計算した金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が4万円を超える場合には、4万円))を控除した額」とする。</p>
<p>3 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるD階層に属する世帯に係る階層区分の判定については、同表Dの部(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正する等の法</p>	<p>3 第4条の規定による平成19年4月分から平成20年3月分までの保育料の額の決定において、別表第1に定めるD階層に属する世帯に係る階層区分の判定については、同表Dの部(「A階層を除き前年分の所得税課税世帯」の部分を除く。)中「所得税」とあるのは「定率控除前の所得税額(所得税法等の一部を改正する等の法</p>

律（平成18年法律第10号）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第2条第3号に規定する所得税額をいう。）から、当該額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が25万円を超える場合には、25万円）を控除した額」とする。

附 則（平成9年12月9日条例第20号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定は、東京都千代田区規則で定める日（以下「規則で定める日」という。）から施行する。（平10規則52・平10.12.1施行）

2 平成10年4月1日から規則で定める日までの間における保育料の額については、この条例による改正後の東京都千代田区保育の実施に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月10日条例第35号）抄（施行期日）

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4.1施行）  
（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育所における保育の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。

3 この条例による改正後の千代田区保育の実施に関する条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。

4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区保育の実施に関する条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

附 則

律（平成18年法律第10号）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第2条第3号に規定する所得税額をいう。）から、当該額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が25万円を超える場合には、25万円）を控除した額」とする。

附 則（平成9年12月9日条例第20号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則の次に別表を加える改正規定は、東京都千代田区規則で定める日（以下「規則で定める日」という。）から施行する。（平10規則52・平10.12.1施行）

2 平成10年4月1日から規則で定める日までの間における保育料の額については、この条例による改正後の東京都千代田区保育の実施に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月10日条例第35号）抄（施行期日）

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4.1施行）  
（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育所における保育の実施について必要な手続は、施行日前に行うことができる。

3 この条例による改正後の千代田区保育の実施に関する条例（以下「新条例」という。）の保育料に関する規定は、施行日以後の保育に係る保育料について適用し、同日前の保育に係る保育料については、なお従前の例による。

4 施行日前に現に就園している乳幼児の保育料について、新条例に基づく保育料の階層区分が、旧条例（この条例による改正前の千代田区保育の実施に関する条例をいう。）の規定に基づく保育料の階層区分（以下「旧区分」という。）よりも高くなる世帯にあっては、平成27年4月から同年8月までの間、旧区分による保育料を徴収するものとする。

- 1 この条例は、令和元年年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳児以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	0
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	0
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	0
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	0
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	0

別表(第5条関係)

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)		
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	1,300	1,300
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	5,600	5,600
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	7,300	7,200
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	9,300	9,200
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	10,900	10,800
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	12,700	12,600
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	14,300	14,200

7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	<u>0</u>
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	<u>0</u>
9	前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	<u>0</u>
10	前年度分の特別区民税所得割額が225,600円未満の世帯	29,200	<u>0</u>
11	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	<u>0</u>
12	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	<u>0</u>
13	前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未満の世帯	34,200	<u>0</u>
14	前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯	35,700	<u>0</u>
15	前年度分の特別区民税所得割額が290,800円未満の世帯	37,200	<u>0</u>
16	前年度分の特別区民税所得割額が302,100円未満の世帯	38,500	<u>0</u>
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	<u>0</u>
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	<u>0</u>
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未	48,900	<u>0</u>

7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	15,800	15,700
		0	0	0
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	17,000	16,900
		0	0	0
9	前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	18,200	18,000
		0	0	0
10	前年度分の特別区民税所得割額が225,600円未満の世帯	29,200	19,500	18,000
		0	0	0
11	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	20,700	18,000
		0	0	0
12	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	21,600	18,000
		0	0	0
13	前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未満の世帯	34,200	22,600	18,000
		0	0	0
14	前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯	35,700	22,600	18,000
		0	0	0
15	前年度分の特別区民税所得割額が290,800円未満の世帯	37,200	22,600	18,000
		0	0	0
16	前年度分の特別区民税所得割額が302,100円未満の世帯	38,500	22,600	18,000
		0	0	0
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	22,600	18,000
		0	0	0
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	22,600	18,000
		0	0	0
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未	48,900	22,600	18,000
		0	0	0

	満の世帯		
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	<u>0</u>
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	<u>0</u>

備考

- 1 3歳未満児又は3歳児として保育所に入所した乳幼児に係る保育料の額については、当該年度中は、入所時と同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

	満の世帯			
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	22,600	18,000
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円以上の世帯	57,500	22,600	18,000

備考

- 1 3歳未満児又は3歳児として保育所に入所した乳幼児に係る保育料の額については、当該年度中は、入所時と同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

日付：令和元年5月17日

新旧対照表

○千代田区保育施設等運営基準条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区保育施設等運営基準条例 平成26年12月9日条例第19号</p>	<p>○千代田区保育施設等運営基準条例 平成26年12月9日条例第19号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>	<p>第1章 総則（第1条・第2条）</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>
<p>第1節 総則（第3条）</p>	<p>第1節 総則（第3条）</p>
<p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>
<p>第1款 利用定員に関する基準（第4条）</p>	<p>第1款 利用定員に関する基準（第4条）</p>
<p>第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>	<p>第2款 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>
<p>第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>	<p>第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>
<p>第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>	<p>第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>
<p>第1款 利用定員に関する基準（第37条）</p>	<p>第1款 利用定員に関する基準（第37条）</p>
<p>第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>	<p>第2款 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>
<p>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>	<p>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>
<p>第3章 認証保育所等の運営に関する基準（第53条—第66条）</p>	<p>第3章 認証保育所等の運営に関する基準（第53条—第66条）</p>
<p>第4章 雑則（第67条—第69条）</p>	<p>第4章 雑則（第67条—第69条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章 総則（趣旨）</p>	<p>第1章 総則（趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号。以下この条において「条例」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）における特定教育・保育施設等（第3条第15号に規定する特定教育・保育施設及び同条第19号に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）及び認証保育所等（保育等施設（条例第2条第4号に規定する施設をいう。以下同じ。）であって、特定教育・保育施設等に該当しないものをいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。（一般原則）</p>	<p>第1条 この条例は、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例（平成26年千代田区条例第17号。以下この条において「条例」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）における特定教育・保育施設等（第3条第15号に規定する特定教育・保育施設及び同条第19号に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）及び認証保育所等（保育等施設（条例第2条第4号に規定する施設をいう。以下同じ。）であって、特定教育・保育施設等に該当しないものをいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。（一般原則）</p>
<p>第2条 特定教育・保育施設等及び認証保育所等</p>	<p>第2条 特定教育・保育施設等及び認証保育所等</p>

は、良質かつ適切な内容及び水準の教育又は保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該施設等を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って教育又は保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、行政、小学校、他の特定教育・保育施設等及び保育等施設、地域において子どもの育成にかかわる事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該特定教育・保育施設等及び認証保育所等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

### 第1節 総則

(定義)

第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

は、良質かつ適切な内容及び水準の教育又は保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該施設等を利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って教育又は保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、行政、小学校、他の特定教育・保育施設等及び保育等施設、地域において子どもの育成にかかわる事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該特定教育・保育施設等及び認証保育所等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

### 第1節 総則

(定義)

第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

<p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(13) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p> <p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1款 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下</p>	<p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p> <p>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1款 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下</p>
---	---

この節において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾

この節において同じ。)の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾

又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本

又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づ

<p>方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>	<p>づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>（受給資格等の確認）</p>	<p>（受給資格等の確認）</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定</u>の有無、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定</u>の有無、<u>支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>及び保育必要量等を確認するものとする。</p>
<p>（<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助）</p>	<p>（<u>支給認定</u>の申請に係る援助）</p>

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する区が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する区が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別

施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用のうち別に規則で定めるもの。

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書

利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって

面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

<p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p>	<p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p>
<p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助)</p>
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応)</p>
<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する区への通知)</p>	<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>に関する区への通知)</p>
<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。 (運営規程)</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。 (運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに当該提供を行わない日 (5) <u>教育・保育給付認定保護者</u>から受領する</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに当該提供を行わない日 (5) <u>支給認定保護者</u>から受領する利用者負担</p>

<p>利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び当該利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (利用定員の遵守)</p> <p>第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保</u></p>	<p>その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び当該利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (利用定員の遵守)</p> <p>第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定</u></p>
--	---

育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。以下次項において同じ。）若しくは地域型保育（同法同条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。）を行う者等

子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。以下次項において同じ。）若しくは地域型保育（同法同条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。）を行う者等

又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険

又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険

性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該**教育・保育給付認定子ども**の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給付認定子ども**に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する区への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定子ども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**教育・保育給付認定**

性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、**支給認定子ども**に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該**支給認定子ども**の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、**支給認定子ども**に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、**支給認定子ども**に対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する区への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**支給認定子ども**に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する**支給認定子ども**の数

子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に

及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に

掲げる小学校就学前子ども」とする。

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準  
(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2款 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保

掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準  
(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2款 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保

<p>育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (利用申込みに対する正当な理由のない拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替え</p>	<p>育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (利用申込みに対する正当な理由のない拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場</p>
---	--

て適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子ども(事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の区の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、**教育・保育給付認定子ども**について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、**教育・保育給付認定子ども**に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
- (利用者負担額等の受領)
- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、**教育・保育給付認定保護者**から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、**教育・保育給付認定保護者**から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、**支給認定子ども**について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、**支給認定子ども**に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
- (利用者負担額等の受領)
- 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、**支給認定保護者**から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、**支給認定保護者**から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で

<p>特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p>
<p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用  (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用  (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用  (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用  (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用  (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用  (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>	<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>
<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>	<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>
<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>	<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>
<p>第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>

い。  
 (運営規程)  
 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに当該提供を行わない日
- (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに当該利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項  
 (勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
 (利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
 (記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

い。  
 (運営規程)  
 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに当該提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに当該利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項  
 (勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
 (利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
 (記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

<p>2 特定地域型保育事業者は、<b>教育・保育給付認定子ども</b>に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<b>支給認定子ども</b>に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第19条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第19条中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<b>教育・保育給付認定子ども</b>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<b>支給認定子ども</b>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地</p>

<p>規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本節（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。 （特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本節の規定を適用する。 第3章 認証保育所等の運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第53条 認証保育所等は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第60条に規定する施設の運営についての重要事項に</p>	<p>域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本節（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。 （特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本節の規定を適用する。 第3章 認証保育所等の運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第53条 認証保育所等は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第60条に規定する施設の運営についての重要事項に</p>
---	---

<p>関する規程の概要、職員の勤務体制、保育料（保育に係る利用者負担額をいう。以下同じ。）その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>関する規程の概要、職員の勤務体制、保育料（保育に係る利用者負担額をいう。以下同じ。）その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止）</p>	<p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 （利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止）</p>
<p>第54条 認証保育所等は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 （あっせん及び要請に対する協力）</p>	<p>第54条 認証保育所等は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 （あっせん及び要請に対する協力）</p>
<p>第55条 認証保育所等は、保育等施設の利用に区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握）</p>	<p>第55条 認証保育所等は、保育等施設の利用に区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （心身の状況等の把握）</p>
<p>第56条 認証保育所等は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の保育等施設の利用状況等の把握に努めなければならない。 （保育料等の受領）</p>	<p>第56条 認証保育所等は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の保育等施設の利用状況等の把握に努めなければならない。 （保育料等の受領）</p>
<p>第57条 認証保育所等は、区又は東京都が定める額を上限とする保育料を保護者から受けることができる。</p>	<p>第57条 認証保育所等は、区又は東京都が定める額を上限とする保育料を保護者から受けることができる。</p>
<p>2 認証保育所等は、保育料のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。 （1）日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用 （2）保育に係る行事への参加に要する費用 （3）認証保育所等に通う際に提供される便宜に要する費用 （4）前3号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育の利用において必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>2 認証保育所等は、保育料のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。 （1）日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用 （2）保育に係る行事への参加に要する費用 （3）認証保育所等に通う際に提供される便宜に要する費用 （4）前3号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育の利用において必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>3 認証保育所等は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>3 認証保育所等は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。</p>
<p>4 認証保育所等は、第2項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項に規定する金銭の支払に係る同意については、文書に</p>	<p>4 認証保育所等は、第2項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項に規定する金銭の支払に係る同意については、文書に</p>

<p>よることを要しない。 (保育の取扱方針)</p> <p>第58条 認証保育所等は、法令等により定められた指針に従い、それぞれの施設の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質かつ効果的な保育を行うように努めなければならない。 (保育に関する評価等)</p> <p>第59条 認証保育所等は、自らその提供する保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に保育の質の向上及び改善を図らなければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程)</p> <p>第60条 認証保育所等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに当該提供を行わない日 (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 保育の利用の開始、終了に関する事項及び保育の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第61条 認証保育所等は、子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、施設ごとに、当該施設の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 認証保育所等は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (利用定員の遵守)</p> <p>第62条 認証保育所等は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、</p>	<p>よることを要しない。 (保育の取扱方針)</p> <p>第58条 認証保育所等は、法令等により定められた指針に従い、それぞれの施設の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質かつ効果的な保育を行うように努めなければならない。 (保育に関する評価等)</p> <p>第59条 認証保育所等は、自らその提供する保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に保育の質の向上及び改善を図らなければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (運営規程)</p> <p>第60条 認証保育所等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに当該提供を行わない日 (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員 (7) 保育の利用の開始、終了に関する事項及び保育の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第61条 認証保育所等は、子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 認証保育所等は、施設ごとに、当該施設の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 認証保育所等は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (利用定員の遵守)</p> <p>第62条 認証保育所等は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、</p>
---	---

この限りでない。

(記録の整備)

第63条 認証保育所等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 認証保育所等は、子どもに対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第58条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 第66条において準用する第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第66条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第66条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(報告等)

第64条 区長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、認証保育所等(職員を含む。)又は認証保育所等の設置者若しくは設置者であった者又は認証保育所等の職員であった者(以下この項において「認証保育所等の設置者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、認証保育所等の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は区の職員に認証保育所等の関係者に対して質問させ、若しくは認証保育所等、認証保育所等設置者の事務所その認証保育所等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、区の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、認証保育所等の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導及び監督)

第65条 区長は、認証保育所等の設置者が、この条例その他の法令等に従って、適正な認証保育所等の運営をしていないと認めるときは、法令等の定めに従い、必要な指導及び監督を行い、又は改善指導及び改善勧告を行うよう監督機関に要請その他の措置をとることができる。

(準用)

第66条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、認証保育所等について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「認証保育所等」と、「特定教育・保育」とあるのは「保育」と、「**教育・保育給付**

この限りでない。

(記録の整備)

第63条 認証保育所等は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 認証保育所等は、子どもに対する保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第58条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 第66条において準用する第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第66条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第66条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(報告等)

第64条 区長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、認証保育所等(職員を含む。)又は認証保育所等の設置者若しくは設置者であった者又は認証保育所等の職員であった者(以下この項において「認証保育所等の設置者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、認証保育所等の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は区の職員に認証保育所等の関係者に対して質問させ、若しくは認証保育所等、認証保育所等設置者の事務所その認証保育所等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、区の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、認証保育所等の関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導及び監督)

第65条 区長は、認証保育所等の設置者が、この条例その他の法令等に従って、適正な認証保育所等の運営をしていないと認めるときは、法令等の定めに従い、必要な指導及び監督を行い、又は改善指導及び改善勧告を行うよう監督機関に要請その他の措置をとることができる。

(準用)

第66条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、認証保育所等について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「認証保育所等」と、「特定教育・保育」とあるのは「保育」と、「**支給認定子ども**

認定子ども」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(非常災害対策等)

第67条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者及び認証保育所等の管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 特定教育・保育施設及び認証保育所等は、4階以上又は地下において教育又は保育を実施しないものとする。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(暴力団排除)

第68条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者及び認証保育所等の管理者は、千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に定める暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、その運営について、千代田区暴力団排除条例第2条に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者の関与を受けてはならない。

(過料)

第69条 区長は、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4. 1 施行）

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を

とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

(非常災害対策等)

第67条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者及び認証保育所等の管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 特定教育・保育施設及び認証保育所等は、4階以上又は地下において教育又は保育を実施しないものとする。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(暴力団排除)

第68条 特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者及び認証保育所等の管理者は、千代田区暴力団排除条例（平成24年千代田区条例第23号）第2条に定める暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、その運営について、千代田区暴力団排除条例第2条に定める暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係者の関与を受けてはならない。

(過料)

第69条 区長は、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。（平27規則6・平27.4. 1 施行）

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を



に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する区が定める額の合計額」とする。  
(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。  
(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。  
(非常災害対策等に関する経過措置)

第6条 第67条第2項の規定は、この条例の公布の日において、現に4階以上又は地下において教育又は保育を実施している施設については、適用しない。

#### 附 則

この条例は、令和元年年10月1日から施行する。

用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する区が定める額の合計額」とする。  
(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。  
(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。  
(非常災害対策等に関する経過措置)

第6条 第67条第2項の規定は、この条例の公布の日において、現に4階以上又は地下において教育又は保育を実施している施設については、適用しない。

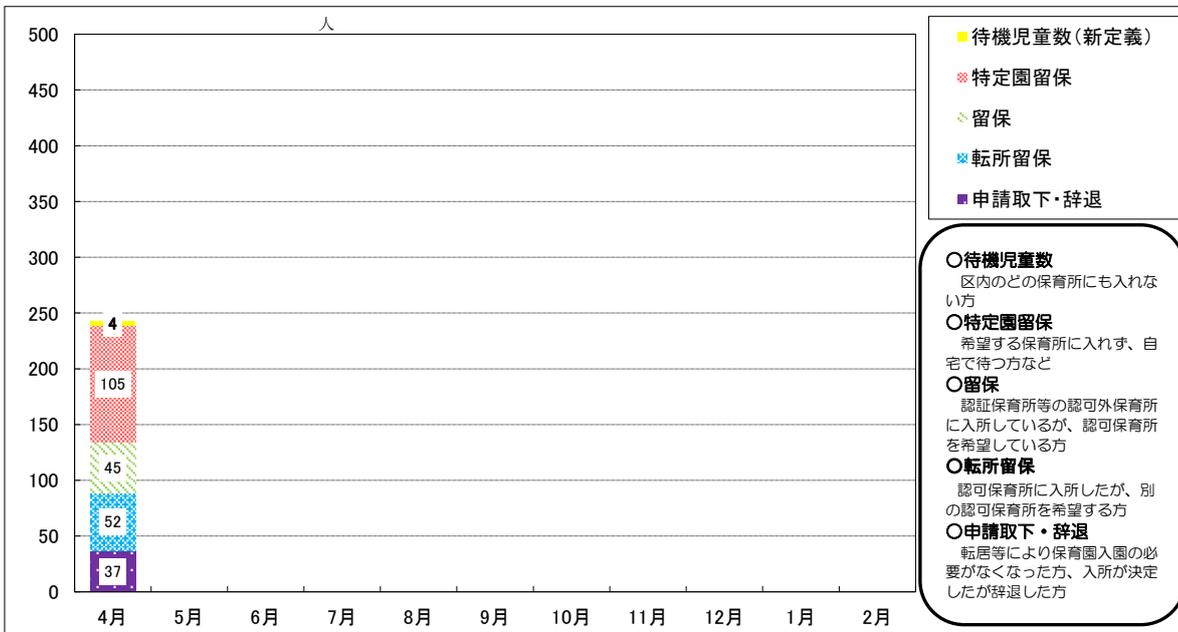
【定義変更後】

平成31年度 保育園・こども園（長時間）の待機児童数・留保等推移

(単位:人)

	4月					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
待機児童数	4	1	0	3	0	0
うち麴町	2	1	0	1	0	0
うち神田	2	0	0	2	0	0
特定園留保	105	26	51	20	4	1
うち麴町	39	10	16	9	2	0
うち神田	66	16	35	11	2	1
留保	45	4	8	21	9	1
転所留保	52	0	7	28	10	3
合計	206	31	66	72	23	5
辞退・申請取下	37	15	14	4	1	2

平成31年度保育園・こども園(長時間)の待機児童数・留保等推移(グラフ)



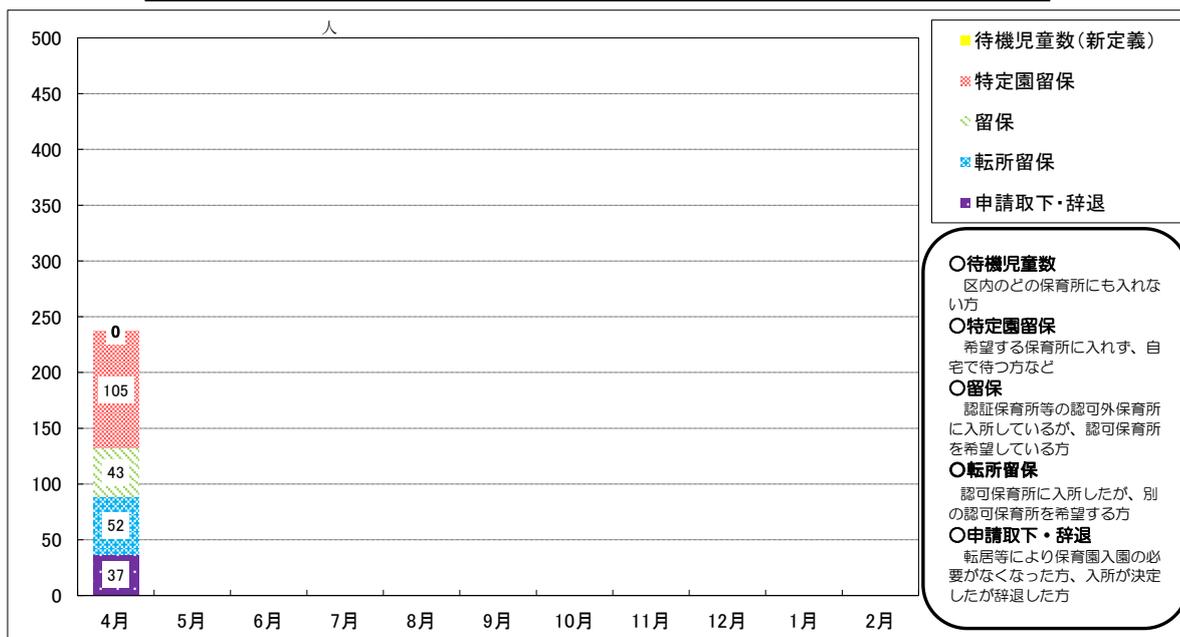
【定義変更前】

平成31年度 保育園・こども園（長時間）の待機児童数・留保等推移

(単位:人)

	4月					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
待機児童数	0	0	0	0	0	0
うち麴町	0	0	0	0	0	0
うち神田	0	0	0	0	0	0
特定園留保	105	26	51	20	4	1
うち麴町	39	10	16	9	2	0
うち神田	66	16	35	11	2	1
留保	43	2	8	21	9	1
転所留保	52	0	7	28	10	3
合計	200	28	66	69	23	9
辞退・申請取下	37	15	14	4	1	1

平成31年度保育園・こども園(長時間)の待機児童数・留保等推移(グラフ)



## 障害児ケアプラン検討委員会 構成員

氏名	所属・役職	備考
小原 敏郎	共立女子大学 児童学科教授	学識経験者
中川 典子	千代田区教育委員	教育委員会
木村 泰子	大阪市立大空小学校初代校長	外部有識者
山崎 佳生子	千代田区子ども発達センター (さくらキッズ) サービス提供責任者	療育機関
高橋 道也	千代田区障害者福祉センターえみふる 施設長	障害者福祉機関
岡崎 京子	千代田区障害者就労支援センター センター長	障害者就労支援機関
須藤 敦子	千代田区よろず相談事業所モフカ運営総責任者	相談機関
渡邊 光一	千代田小学校校長	公立小学校
工藤 勇一	麴町中学校校長	公立中学校
中村 千絵	番町幼稚園園長	公立幼稚園・こども園
肥沼 美智子	神田保育園園長	公立保育園
小松崎 珠美	グローバルキッズ飯田橋こども園園長	私立保育園・こども園
不破 めぐみ	障害をもつ子どもの現在と未来を考える会	障害児の保護者団体
水野 珠貴	青少年委員	青少年団体
大矢 栄一	こども部長	区幹部職員（関係所管）
櫻片 淳一	学務課長	区幹部職員（関係所管）
佐藤 友信	指導課長	区幹部職員（関係所管）
新井 玉江	子ども支援課長	区幹部職員（関係所管）
安田 昌一	児童・家庭支援センター所長	区幹部職員（関係所管）
湯浅 誠	障害福祉課長	区幹部職員（関係所管）
舟木 素子	健康推進課長	区幹部職員（関係所管）
小坂部 晃	児童・家庭支援センター 発達支援係長	事務局（所管）
橘 知里	児童・家庭支援センター 発達支援係	事務局（所管）
染谷 栞	児童・家庭支援センター 発達支援係	事務局（所管）
松村 秀一	児童・家庭支援センター 児童相談所準備担当係長	事務局（所管）



千代田区立保育園長 殿  
千代田区内認証・認可保育園長 殿  
千代田区立小学校・幼稚園・こども園長 殿

千代田区教育委員会 子ども部  
指導課長 佐藤 友信  
(公印省略)  
子ども支援課長 新井 玉江  
(公印省略)

令和元年度 保・幼・小合同研修会（第1回）の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたします。  
つきましては貴職下教職員の出席について、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 日 時 令和元年6月19日（水）午後1時40分から午後4時30分まで  
(受付 午後1時10分から)
- 2 会 場 千代田区立番町幼稚園・番町小学校 体育館
- 3 内 容 (1) 公開保育・授業（午後1時40分から午後2時25分）
  - 公開保育 5歳児
  - 公開授業 1年生(①) 全体会（午後2時45分から午後4時30分まで）
  - ① 挨拶
  - ② 実践報告
  - ③ グループ協議
  - ④ 指導・助言及び講演  
講師 文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 渋谷 一典
- 4 対 象 千代田区立保育園  
千代田区立こども園・幼稚園・小学校 教職員  
※麹町地区の方は必ず参加させてください。
- 5 出席の確認について  
出席者について各校・園取りまとめの上、別紙に記入し、令和元年5月27日（月）までに電子メールにて指導課伊藤([y3-ito@city.chiyoda.lg.jp](mailto:y3-ito@city.chiyoda.lg.jp))までお知らせください。
- 6 その他 (1) 当日のサービスの扱いは、「出張」とします。  
(2) グループ協議にて、各校園におけるスタートカリキュラムの取組等について話し合っていたり予定です。つきましては、各校園の今年度の取組状況等について、確認してきていただきますようお願いいたします。  
(3) グループ協議のグループにつきましては、参加者が確定しだい、各校園に電子メールにてご連絡いたします。

【担当】

指導主事 伊藤 祐一郎  
電 話 (5211)4286

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和元年4月末の報告)

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年				4月は授業日数が30日に満たないため、不登校報告はありません。				
	2年		1 (+1)	1					
	3年								
	4年	1 (+1)	1 (+1)	2					
	5年	4 (+1)	3 (+3)	7				1 (+1)	
	6年	4	3 (+3)	7					
中・中等(前期)	1年								
	2年	1		1				2 (+2)	
	3年								
中等(後期)	4年								
	5年								
	6年								
計	合計	10	8	18				3	4

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
5	29	水	10:00~ 10:45~ 14:00~ 15:00~	親子ヨガ よちよちタイム(親子リズム) おやこdeえいご 教育委員会	西神田児童センター 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 区役所(教育委員会室)◎	教育委員出席
5	30	木		箱根移動教室④(富士見小・和泉小 ~6月1日) 10:00~ ノーバディーズパーフェクト	神奈川県箱根町 西神田児童センター	
5	31	金		特別支援学級宿泊行事(麹町中 ~6月1日)	東京都八王子市	
6	1	土	8:35~	お茶の水小学校 運動会	お茶の水小学校	
6	2	日				
6	3	月	10:00~ 10:30~	リトミック(2クラス) リラックスヨガ①第1回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	4	火	10:15~ 13:00~	親子体操 パン教室	西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
6	5	水	8:30~ 10:30~ 14:00~ 14:00~	小学校陸上記録会 親子ヨガ おやこdeえいご 芸術造形	外濠公園グラウンド 西神田児童センター あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
6	6	木	10:00~ 10:00~ 10:00~ 11:00~ 14:00~	校園長会 ふれあい体操 ノーバディーズパーフェクト よちよちタイム(ふれあいうたあそび) 学校保健会総会◎	教育委員会室 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 一番町児童館 カスケードホール	区長・教育長・区議会議員・教育委員
6	7	金	13:00~	よちよちタイム特別講座「ママ&ベビーヨガ」	一番町児童館	
6	8	土	15:00~	小さなお茶会 千代田区子育て支援員研修	西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
6	9	日	7:30~ 9:00~	第1回ひがた探検隊 日曜開放	木更津盤洲干潟 一番町児童館	
6	10	月		千代田区子育て支援員研修 10:00~ 親子ヨガ 10:30~ リラックスヨガ①第2回(全6回) 11:00~ 水道キャラバン	あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 神田児童館 西神田児童センター	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	11	火	11:00~ 13:00~ 15:00~ 18:30~	ベビーマッサージ パン教室 教育委員会 ◎ 青少年委員会第3回定例会	富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町 区役所(教育委員会室) 401会議室	教育委員出席
6	12	水	10:45~ 11:00~ 14:00~ 10:30~	よちよちタイム(親子ヨガ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 親子ヨガ	四番町児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
6	13	木	10:00~ 10:15~	ノーバディーズパーフェクト 1・2歳児親子体操クラブ①第1回(全3回)	西神田児童センター 神田児童館	
6	14	金	9:00~ 10:00~ 10:30~ 14:00~ 15:00~	なかよしタイムバスハイク ACTすこやか子育て講座 子育てサポート利用会員登録説明会 ヘッドマッサージ 絵本の会読み聞かせ	神田児童館 いずみこどもプラザ あい・ぽーと麹町(児童・家庭支援センター) あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
6	15	土	10:00~ 10:15~ 14:30~	おもちゃの病院 パパとママのためのベビーダンス講習会 九段コスミック①	あい・ぽーと麹町 一番町児童館 九段中等教育学校	
6	16	日		日曜開放	神田児童館	
6	17	月	10:00~ 10:30~	リトミック(2クラス) リラックスヨガ①第3回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	18	火	14:00~	工作クラス	あい・ぽーと麹町	
6	19	水	10:30~ 10:45~ 10:45~ 13:10~ 13:10~ 13:30~ 14:00~ 14:00~ 15:00~	親子ヨガ よちよちタイム「ベビーマッサージ」 なかよしタイム(健康管理) セーフティ教室(前期課程) 親子で学ぶ情報モラル教室(前期課程) 保・幼・小合同研修会(第1回)◎ エコゲーム会 おやこdeえいご エコゲーム会	西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館 九段中等教育学校 九段中等教育学校 番町幼稚園・小学校 体育館 神田児童館 あい・ぽーと麹町 四番町児童館	教育委員出席
6	20	木	10:00~ 10:00~ 10:15~ 10:45~	ふれあい体操 アロマ講座 1・2歳児親子体操クラブ①第2回(全3回) なかよしタイム(親子リトミック)	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	21	金	10:00~	ACTすこやか子育て講座 関西研修旅行(～23日まで)	いずみこどもプラザ 京都・奈良(九段中等教育学校)	
6	22	土	8:30~ 10:00~ 18:30~	親子バスハイク(江ノ島水族館) 親子アロマ 天体観望会③	一番町児童館 西神田児童センター 九段中等教育学校	
6	23	日	9:00~	日曜開放	西神田児童センター	
6	24	月	10:00~ 10:30~	親子ヨガ リラックスヨガ①第4回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麴町 神田児童館 あい・ぽーと麴町	
6	25	火	11:00~ 15:00~	なかよしタイム(親子リズム講座) 教育委員会	一番町児童館 区役所(教育委員会室)	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	26	水	10:30~ 10:45~ 11:00~ 13:10~ 13:10~ 13:10~ 14:00~	親子ヨガ よちよちタイム(ベビーマッサージ) よみきかせ キャリア教育講演会(前期課程) セーフティ教室(後期課程) 親子で学ぶ情報モラル教室(後期課程) 親子&キッズバレエ(3クラス)	西神田児童センター 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校 あい・ぽーと麹町	
6	27	木	10:15~	1・2歳児親子体操クラブ①第3回(全3回)	神田児童館	
6	28	金	10:00~	ACTすこやか子育て講座	いずみこどもプラザ	
6	29	土	10:00~ 10:30~ 14:00~	あそびフェスタ 親子ニコニコクッキング パネルシアター公演	いずみこどもプラザ 富士見わんぱくひろば 西神田児童センター	
6	30	日				

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	1	月	10:15~	親子体操	西神田児童センター	
			10:00~	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麴町	
7	2	火				
7	3	水	10:00~	校園長会	教育委員会室	
			10:30~	親子ヨガ	西神田児童センター	
			14:00~	らんま先生のおもしろ実験ショー	四番町児童館	
7	4	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぽーと麴町	
			11:00~	よちよちタイム(ベビーマッサージ)	一番町児童館	
7	5	金	13:10~	江戸っ子塾①	九段中等教育学校	
7	6	土		学校公開週間(～12日まで) 学校説明会① <small>青少年委員会管外研修・第4回定例会・部会(～7日)</small>	九段中等教育学校 九段中等教育学校 メレーズ軽井沢	
7	7	日				
7	8	月	10:00~	親子ヨガ	あい・ぽーと麴町	
7	9	火	15:00~	教育委員会	区役所(教育委員会室)	
7	10	水	10:45~	よちよちタイム(親子ヨガ)	四番町児童館	
			11:00~	よみきかせ	あい・ぽーと麴町	
			14:00~	親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麴町	
7	11	木	10:45~	なかよしタイム(親子リトミック)	四番町児童館	
7	12	金	11:00~	なかよしタイム(えんにちごっこ)	一番町児童館	
			13:10~	江戸っ子塾②	九段中等教育学校	
			12:30~	ママ&キッズヨガ	一番町児童館	
7	13	土	10:30~	子育てまつり	西神田児童センター	
			18:30~	天体観望会④	九段中等教育学校	
7	14	日	9:00~	日曜開放	四番町児童館	
7	15	月	10:00~	ベビママの会	西神田児童センター	
			6:45~	第2回ひがた探検隊	木更津盤洲干潟	
7	16	火	11:00~	なかよしタイム(親子リズム講座)	一番町児童館	
7	17	水	10:45~	よちよちタイム(発達とかかわり)	四番町児童館	
			14:00~	あい・ぽーと麴町	おやこdeえいご	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	18	木	10:00~	ふれあい体操	あい・ぽーと麴町	
7	19	金	9:45~	骨盤矯正	西神田児童センター	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
7	20	土	14:00~	パネルシアター公演	西神田児童センター	
7	21	日	9:00~	日曜開放 岩井臨海学校①(富士見小、昌平小 ~23日まで)	西神田児童センター 千葉県南房総市岩井海岸	
7	22	月	10:00~	リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麴町	
7	23	火		岩井臨海学校②(麴町小、和泉小 ~25日まで) 15:00~ 教育委員会	千葉県南房総市岩井海岸	
7	24	水	11:00~	よみきかせ	あい・ぽーと麴町	
			14:00~	親子&キッズバレエ(3クラス)	あい・ぽーと麴町	
7	25	木	15:00~	ダブルタッチ 岩井臨海学校③(九段小、お茶小 ~27日まで)	四番町児童館 千葉県南房総市岩井海岸	
7	26	金	10:30~	青少年問題協議会	401・402会議室	
7	27	土	10:30~	ダイナミックヨガ	一番町児童館	
			10:00~	保育園神田ベアーズ開設説明会	保育園神田ベアーズ	
			13:00~	保育園神田ベアーズ開設説明会	保育園神田ベアーズ	
			15:00~	保育園神田ベアーズ内覧会 岩井臨海学校④(番町小、千代田小 ~29日まで)	保育園神田ベアーズ 千葉県南房総市岩井海岸	
7	28	日				
7	29	月	10:00~	親子ヨガ 至大荘行事(~8月2日まで)	あい・ぽーと麴町 千葉県勝浦市(九段中等教育学校)	
7	30	火				
7	31	水				
8	1	木				
8	2	金				
8	3	土				
8	4	日				
8	5	月				
8	6	火				

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	7	水				
8	8	木				
8	9	金				
8	10	土				
8	11	日				

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	12	月				
8	13	火				
8	14	水				
8	15	木				
8	16	金				
8	17	土				
8	18	日				
8	19	月				
8	20	火				
8	21	水				
8	22	木				
8	23	金				
8	24	土				
8	25	日				
8	26	月				
8	27	火				
8	28	水				
8	29	木				
8	30	金				
8	31	土				

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年5月29日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等

「広報千代田」  
6月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課） 19件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	デング熱・ジカ熱対策 (学校・幼稚園・保育園等の対応)	学校・園等でのデング熱・ジカ熱対策を周知する			
2	児童・家庭支援センター	親と子のプログラム ベビママの会	赤ちゃんとお母さんが参加できる初めての交流会	7月10日(水)・17日(水)10時～12時	西神田児童センター	
3	児童・家庭支援センター	エコゲーム会	いろいろなゲームを楽しむ。	6月20日(木)14時～15時		
4	児童・家庭支援センター	思春期のふたごの個性の発達	思春期のふたごにスポットをあてた講演会	6月22日(土)13時30分～	東京ボランティアセンターA会議室	ツインマザーズクラブ
5	児童・家庭支援センター	エコゲーム会	ゲームを通してエコについて学ぶ	6月19日(水)15時～16時		
6	文化振興課	千代田区立内幸町ホール指定管理者募集	千代田区立内幸町ホールの指定管理者を募集する	6月5日(水)～7月5日(金)		
7	文化振興課	サマーコンサート	小さなお子様から大人まで一緒に楽しめるクラシックコンサート	7月7日(日)13時30分～	日本教育会館一ツ橋ホール	千代田フィルハーモニー管弦楽団と共催
8	文化振興課	平野啓一郎が語る、平野啓一郎 —20年の作家生活とその作品群	平野氏が、その変化し続けてきた作品の数々と20年の作家生活について語る	7月10日(水)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

# 「広報千代田」 6月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課） 19件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
9	文化振興課 千代田・四番町図書館 おはなし会	毎月開催しているおはなし会①千代田図書館②四番町図書館	①6月13日(木)11時～②四番町6月23日(日)14時～、毎週金曜16時～・16時30分～	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
10	文化振興課 平成31年度第1回千代田Web図書館講習会	千代田Web図書館の利用方法や電子図書について紹介	7月12日(金)19時～20時30分	千代田図書館	千代田図書館
11	文化振興課 夏休み伝統文化親子教室	能楽・三味線・茶道の体験教室	7月28日(日)～8月25日(日)	紫山会館(六番町7-5)	伝統の橋がかり
12	生涯学習・スポーツ課 人材バンク活用講座 暮らしに役立つ書道 ～少しのコツで美文字に変身～	高校生を除く18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に美しい文字の書き方のコツを学ぶ講座を開催する	7月24日(水)、8月7日(水)・21日(水)19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課 ちよだ生涯学習ガイドブック2019を配布	区内で実施する生涯学習関連の講座や講習会などをまとめた「ちよだ生涯学習ガイドブック2019」を配布する	6月中旬頃	九段生涯学習館	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課 すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催する①ワンプレートのかんたん夜おそごはん②米粉100%クッキング	①7月1日(月)19時～20時50分②7月18日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館
15	生涯学習・スポーツ課 区民自主企画運営講座 はじめてでもできるハワイアンキルトでポーチを作ろう!	ハワイアンキルトの歴史や特徴を紹介し、基礎から学びながら作る講座を開催する	7月20日、8月3日・24日、9月7日・21日 いずれも土曜14時～16時	九段生涯学習館	九段生涯学習館

「広報千代田」  
6月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課） 19件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
16	生涯学習・スポーツ課 親子はぜ釣り教室	区内在住・在学の小学3年生～中学3年生の親子を対象にはぜ釣り教室を開催する	①7月6日(土)②8月24日(土)いずれも7時～	千葉県木更津市周辺	千代田区体育協会
17	生涯学習・スポーツ課 区民スポーツ大会「第31回ボウリング大会」	区内在住者を対象にボウリング大会を開催する	7月21日(日)13時～	東京ドームボウリングセンター(文京区後楽1-3-61)	
18	生涯学習・スポーツ課 運動会必勝塾～走り方・かけっこ教室～	幼児(年少から年長、未就園児を除く)、小学生を対象に①走り方教室②かけっこ教室を開催	7月15日(月・祝)①9時15分～10時15分 ②10時30分～12時	スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課 第40回昌平童夢寄席	昌平童夢館にて、地域の方のための寄席を開催する	6月29(土) 17時30分開場 18時開演	昌平幼稚園遊戯室	昌平協議会